

嘉手納町障害者計画 2022

(令和4年度～令和8年度)



令和4年3月
沖縄県 嘉手納町



嘉手納町
イメージキャラクター
いもっち

はじめに

本町は、平成18年度から10年の計画を経て、平成28年度から6年計画となる「嘉手納町障害者計画」（平成28年度～令和3年度）を策定し、『障害のある人が、安心して暮らし続けることができる自立と共生社会の実現』を計画の基本理念に、障害者施策を推進してまいりました。



この間、障害のある町民を取り巻く環境は、「成年後見制度利用促進基本計画」の閣議決定、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の決定（平成29年）、「障害者基本計画（第4次）」の策定（平成30年）、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行（令和元年～2年）等により、共生社会を実現するための新たな障害者施策がより具体的に示されてきました。

本町においても障害のある町民が、それぞれの能力と個性を活かし住み慣れた地域の中で、自らが希望する生き方ができる共生社会を実現するために、個々のニーズに沿った支援が求められております。

障害のある町民が、地域の中で自立し安心して暮らし続けるためには、“個人として尊重される”社会であることが前提と考え、引き続き、推進施策の基本視点を「ノーマライゼーション」、「機会均等」、「エンパワーメント」、「障害に対する差別の解消」として、新たに計画期間を5年に設定し、策定した「嘉手納町障害者計画2022」（令和4年度～令和8年度）を推進します。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました、町内当事者団体の代表者をはじめ、関係機関からご協力を頂いた嘉手納町障害福祉計画等委員会策定委員の皆様及びアンケート調査で貴重なご意見を賜りました町民の皆様に、心より感謝申し上げます。

今後とも、嘉手納町障害者計画を推進するため、町民各位及び関係機関の皆様の支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年3月

嘉手納町長 當山 宏

目次

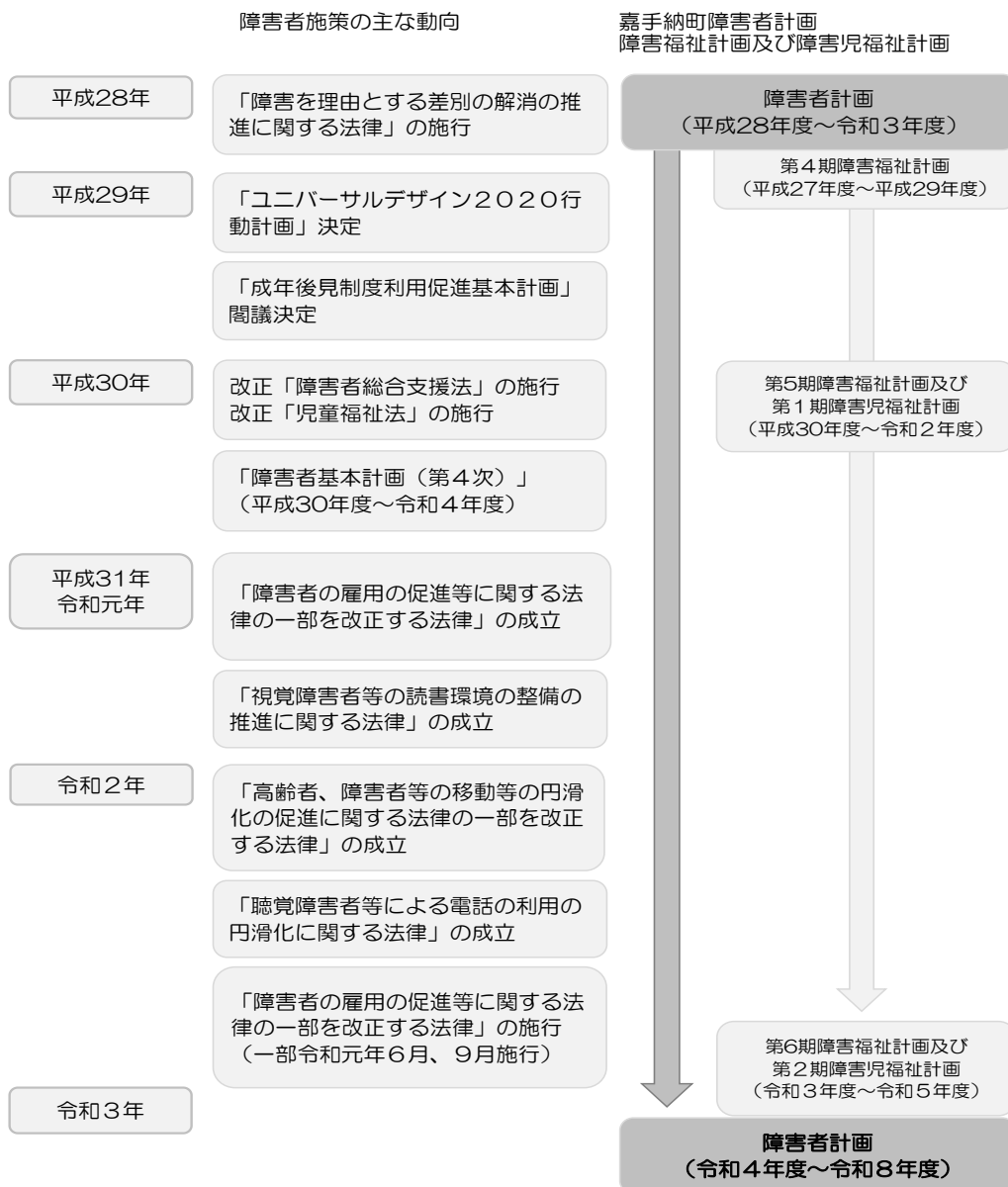
| | |
|--|----|
| 第1章 計画の概要 | 1 |
| 第1節 計画策定の趣旨 | 1 |
| 第2節 計画の位置づけ | 2 |
| 第3節 計画の期間 | 3 |
| 第4節 計画の理念 | 4 |
| 第5節 計画の体系 | 5 |
| 第2章 嘉手納町の状況 | 7 |
| 第1節 障害のある町民の状況 | 7 |
| 第2節 アンケート調査の概要 | 14 |
| 第3章 施策の展開 | 17 |
| 第1節 基本方針1：障害に対する理解と権利擁護 | 17 |
| 第2節 基本方針2：保健、医療等の充実 | 22 |
| 第3節 基本方針3：障害や発達が気になる子どもに対する支援と教育、保育の推進 | 24 |
| 第4節 基本方針4：ひとにやさしいまちづくりの推進 | 29 |
| 第5節 基本方針5：スポーツ、レクリエーション、文化・芸術活動の推進 | 32 |
| 第6節 基本方針6：障害のある町民の雇用、就労環境の充実 | 34 |
| 第7節 基本方針7：自立生活支援の充実 | 37 |
| 第4章 計画の推進 | 41 |
| 第1節 計画の進捗管理 | 41 |
| 資料編 | |
| 1 障害福祉サービス一覧 | 43 |
| 2 嘉手納町障害福祉計画等委員会設置条例 | 46 |
| 3 嘉手納町障害福祉計画等委員会名簿..... | 48 |

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

本町の「嘉手納町障害者計画」は平成28年度の策定から5か年が経過し、この間、障害のある町民を取り巻く環境は、「成年後見制度利用促進基本計画」の閣議決定、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の決定（平成29年）、「障害者基本計画（第4次）」の策定（平成30年）、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行（令和元年～2年）等により、共生社会を実現するための新たな障害者施策がより具体的に示されてきました。

こうした法改正や障害者施策の具体的な推進等を踏まえ、計画の進捗・評価等を行い、障害のある町民が住み慣れた地域で生き生きと、自分らしく自立した社会生活を営むことができるように、より具体的な障害者施策の基本的方向性を明らかかなものとしていくための見直しを行い、新たな「嘉手納町障害者計画」を策定し、障害のある町民の福祉の向上に努めます。

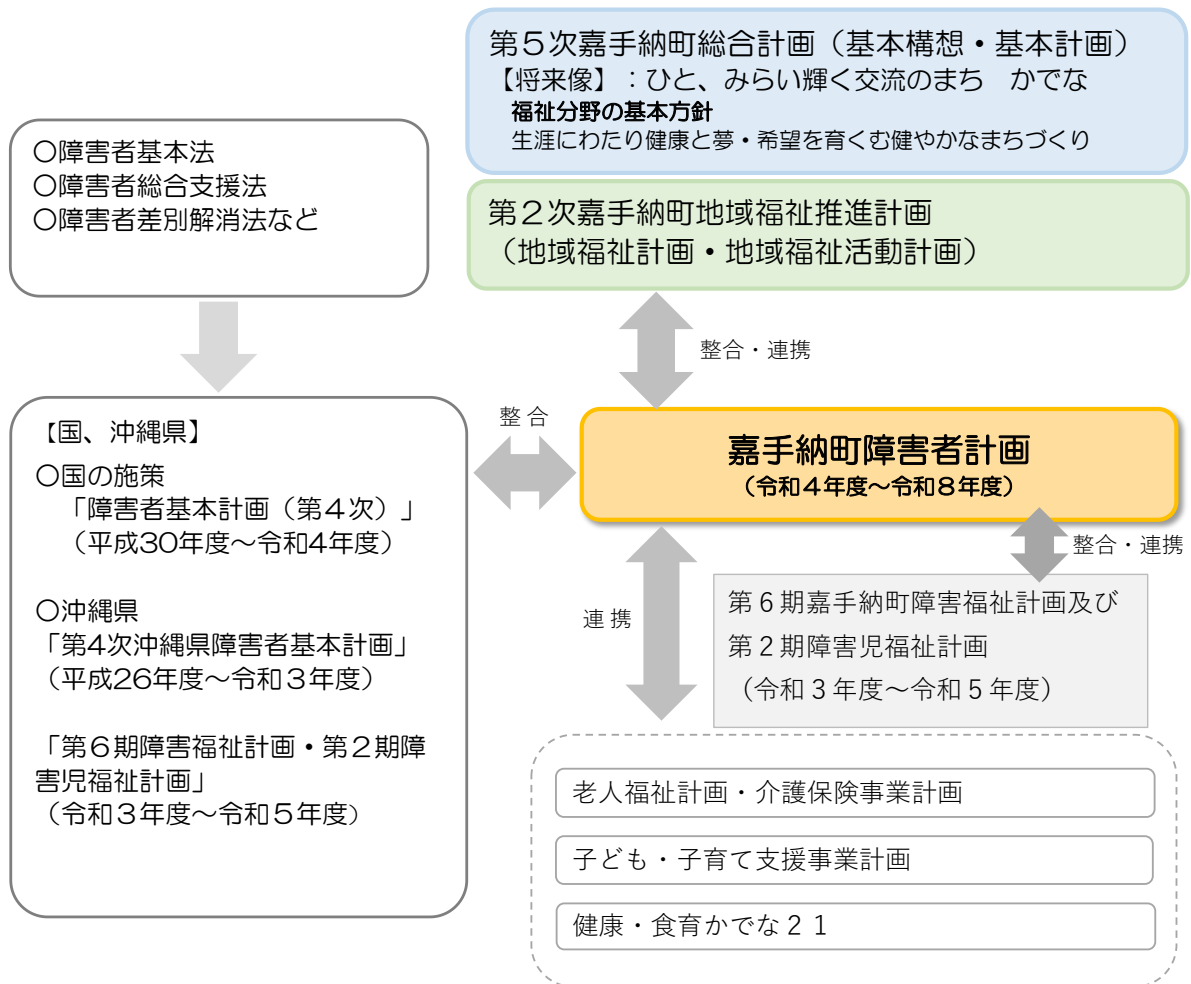


第2節 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」で、障害のある町民に対する福祉の向上を図る施策を推進するための基本事項を示すものです。

また、障害者総合支援法第88条等に基づく「障害福祉計画」（第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画）との整合性を図るとともに、推進施策の一部を包含する計画とします。

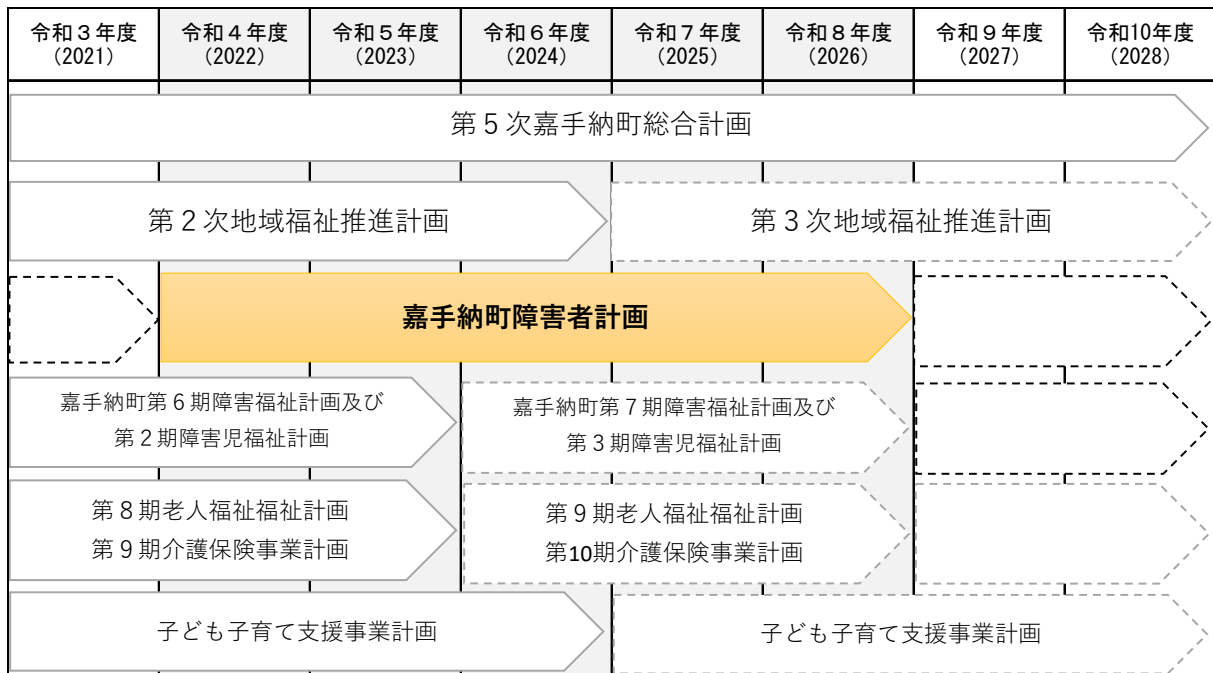
さらに、町政運営の基本指針を示す「第5次嘉手納町総合計画」を最上位計画として位置づけるとともに、福祉分野における上位計画である「第2次地域福祉推進計画」やその他関連計画との整合性、連携を図るものとします。



第3節 計画の期間

本計画は、令和4年度を初年度とし、令和8年度までの5年間を計画期間とします。

しかし、社会情勢等の急激な変化など、本計画の内容の見直しが必要な状況となった場合等には、必要に応じて見直しを行います。



第4節 計画の理念

1 基本理念の考え方

障害のある町民が、それぞれの能力と個性を活かし住み慣れた地域の中で、自らが希望する生き方ができる共生社会の実現を目指します。

基本理念

障害のある人が、安心して暮らし続けることができる自立と共生社会の実現

障害のある町民が、地域の中で自立し安心して暮らし続けるためには、“個人として尊重される”共生社会であることが前提です。

推進施策の基本視点を「ノーマライゼーション^{※1}」、「機会均等」、「エンパワーメント^{※2}」、「障害に対する差別の解消」として、本計画を推進します。

(1) ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、自らの意志で社会に参加する個人として尊重され、自分らしく暮らせる地域づくりを進めます。

(2) 機会均等

障害の種類、程度や必要性に応じ自己選択と決定により多様な社会参加の機会を通して参画していくことができる環境づくりを進めます。

(3) エンパワーメント

障害のある町民が、自分自身を大切にしつつ障害の程度やその能力などに応じて、多様な社会活動への参加、自立生活の継続を支援する環境づくりを進めます。

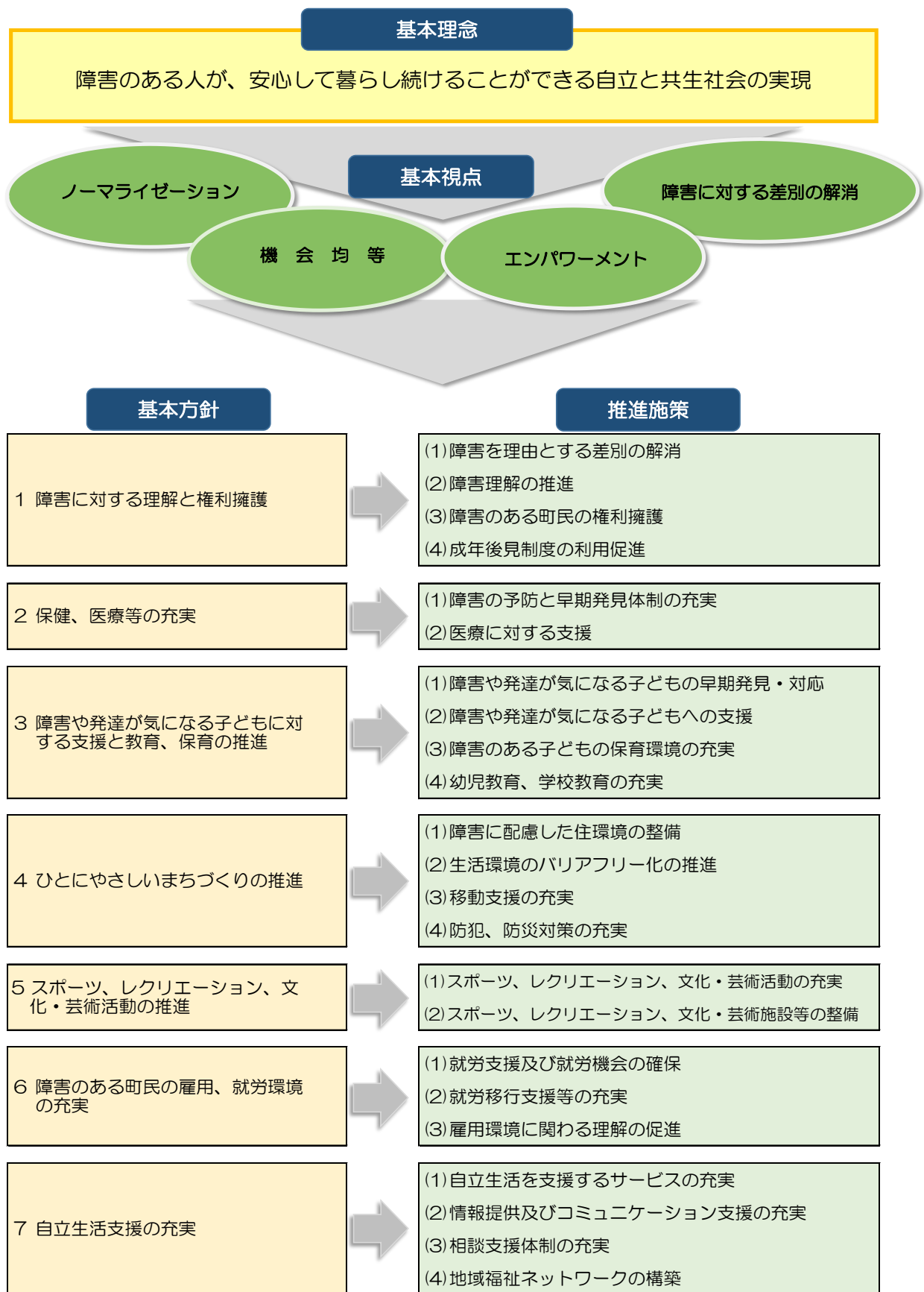
(4) 障害に対する差別の解消

障害に対する偏見や差別をなくし、人権の尊重をはじめ多様なバリアの解消に取り組む環境づくりを進めます。

※1 ノーマライゼーション：ノーマライゼーションとは人権そのものであり、社会的支援を必要としている人々（例えば、障害のある人たち）を「いわゆるノーマルな人にするを目的としているのではなく、その障害を共に受容することであり、彼らにノーマルな生活条件を提供すること」というものであると定義しています。

※2 エンパワーメント：社会福祉援助活動（ソーシャルワーク）において、利用者、利用者集団、コミュニティなどが力（パワー）を自覚して行動できるような援助を行うこと。利用者などの主体性、人権等が脅かされている状態において、心理的、社会的に支援する過程をいいます。

第5節 計画の体系

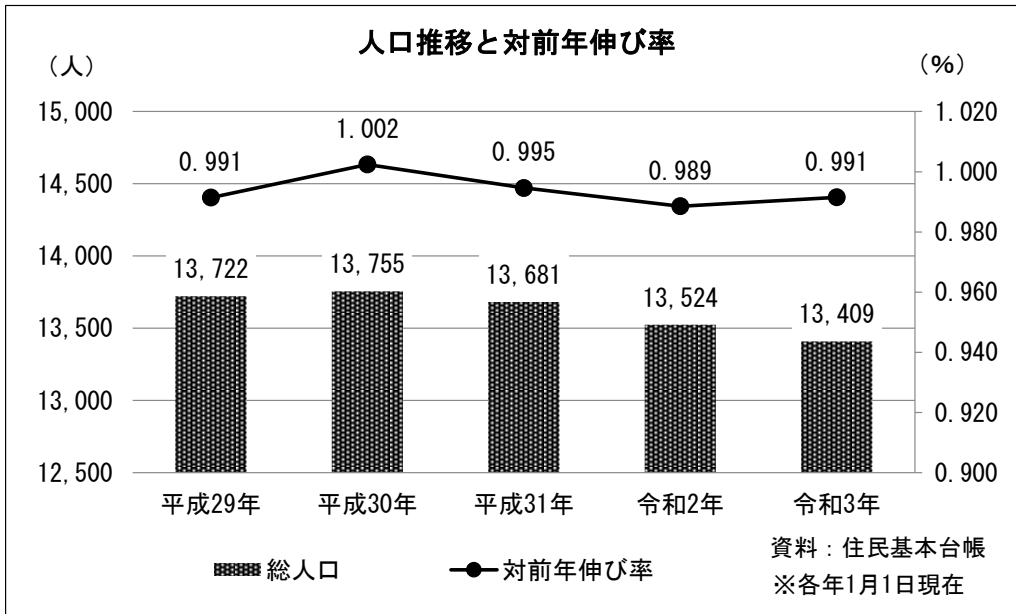


第2章 嘉手納町の状況

第1節 障害のある町民の状況

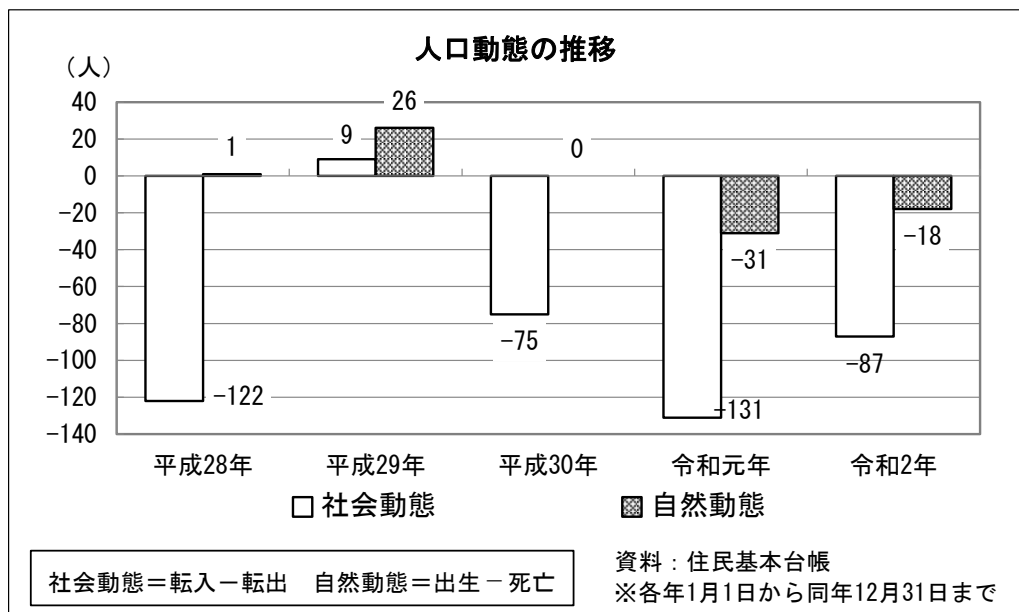
1 総人口の推移

本町の総人口は、平成30年以降微減で推移し令和3年には13,409人となっています。



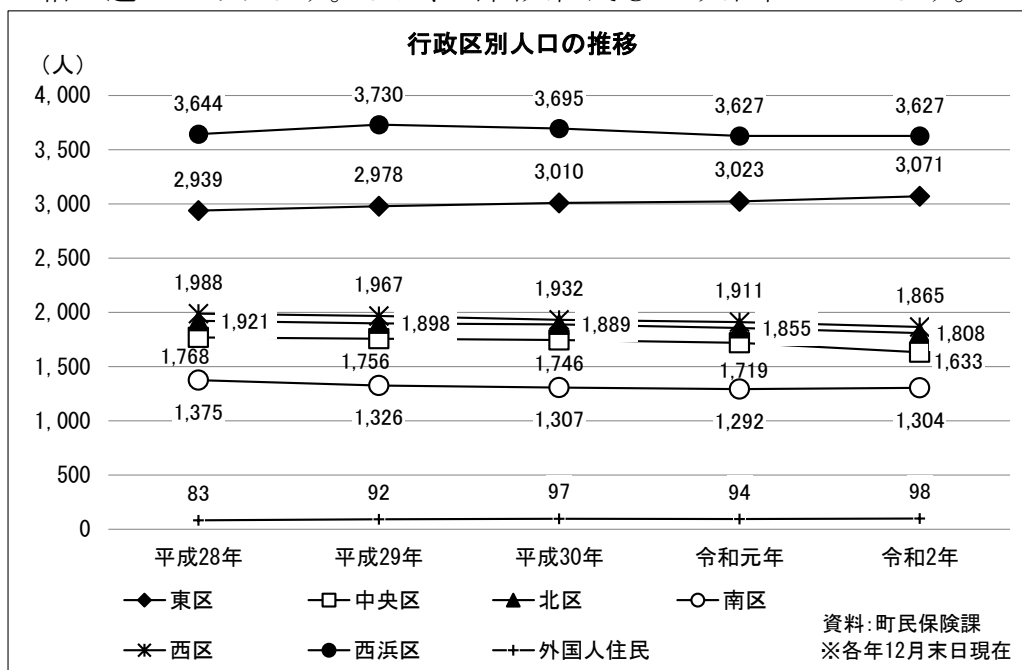
2 人口動態

令和2年の人口動態をみると、社会動態（転入数と転出数の差）は転出数が転入数を上回る87人の社会減、自然動態（出生数と死亡者数の差）は死亡者数が出生数を上回る18人の自然減となっており、近年は人口が減少傾向にあります。



3 行政区別人口の推移

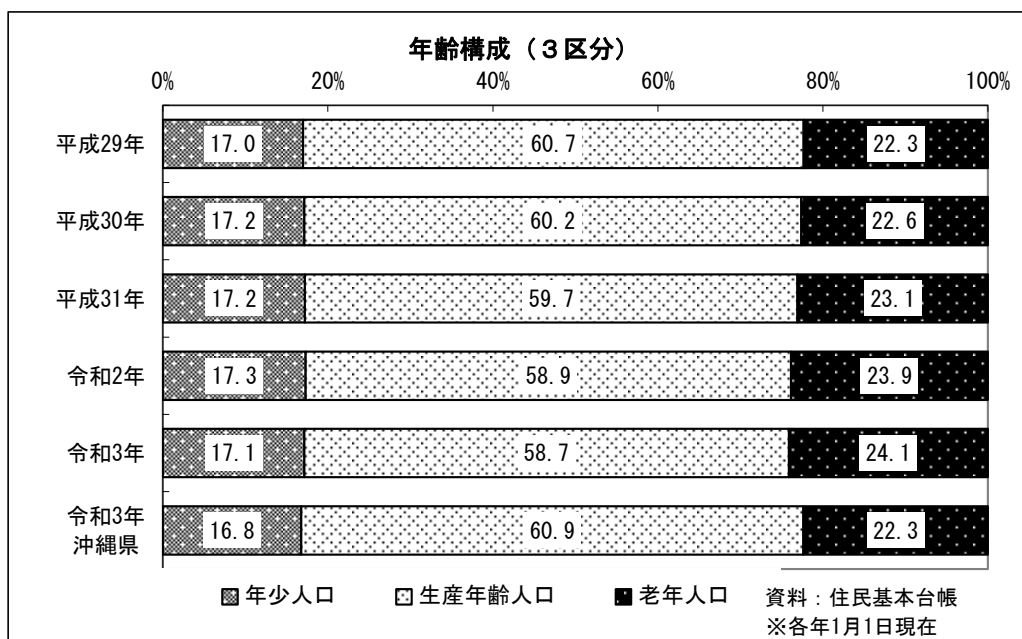
令和2年の行政区別人口をみると、人口が最も多いのは西浜区の3,627人、次いで東区の3,071人、西区の1,865人、北区の1,808人、中央区の1,633人、南区の1,304人となっています。人口が最も少ない南区と西浜区を比較すると人口規模で約2.8倍の違いがあります。また、外国人住民も98人在住しています。



4 年齢構成

令和3年の人口の年齢構成3区分をみると、15歳未満の（年少人口）が17.1%、15歳以上65歳未満の（生産年齢人口）が58.7%、65歳以上（老年人口）が24.1%となっており、超高齢化社会（全人口に占める高齢者人口の割合が21%以上を超える）が進展していることが伺えます。

年齢3区分の割合の推移をみると、年少人口は令和2年をピークに減少傾向、生産年齢人口が経年減少傾向、老年人口は経年増加傾向で推移しています。



5 障害者（児）の状況

(1) 障害者（児）数の推移（障害者手帳所持者）

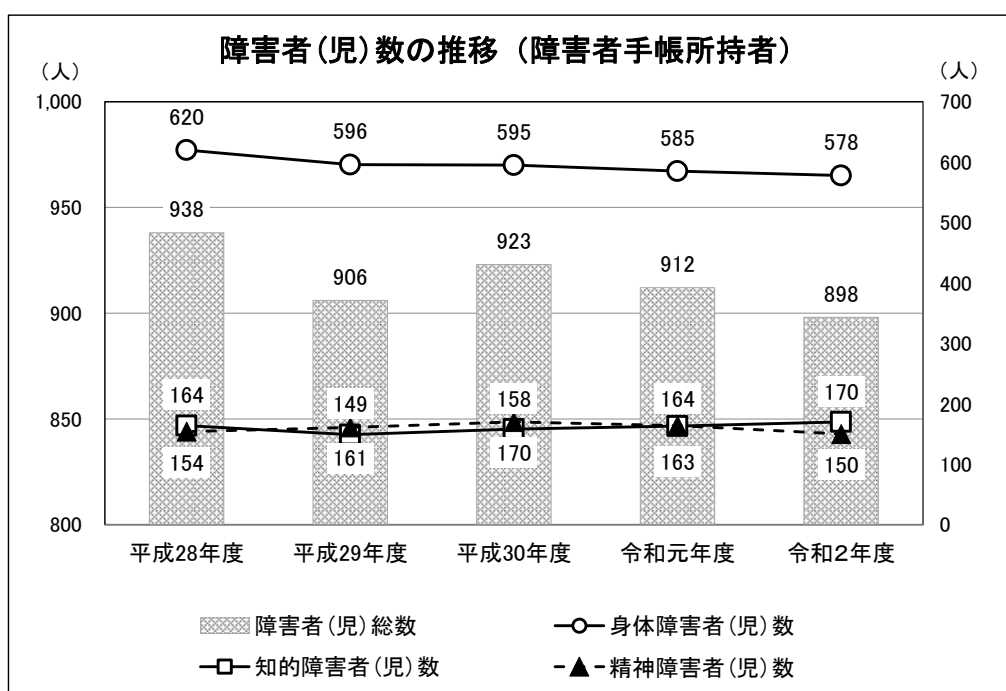
令和2年度における障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳）所持者の総数は、総人口（13,238人）の6.8%を占める898人となっています。このうち身体障害者手帳所持者数が手帳所持者総数の64.4%を占める578人、療育手帳所持者が170人（18.9%）、精神保健福祉手帳所持者が150人（16.7%）となっています。

また、障害者（児）数の推移をみると、経年減少傾向で推移しており、前年と比較して身体障害者（児）数は7人減、知的障害者（児）数は7人増、精神障害者（児）数は14人減となっています。

障害者（児）数の推移（障害者手帳所持者）

| | 平成28年度 (H29.3.31) | | 平成29年度 (H30.3.31) | | 平成30年度 (H31.3.31) | | 令和元年度 (R2.3.31) | | 令和2年度 (R3.3.31) | |
|--------------|----------------------|--------|----------------------|--------|----------------------|--------|--------------------|--------|--------------------|--------|
| | 人数 | % | 人数 | % | 人数 | % | 人数 | % | 人数 | % |
| 障害者(児)総数 | 938 | 100.0% | 906 | 100.0% | 923 | 100.0% | 912 | 100.0% | 898 | 100.0% |
| 身体障害者(児)数 | 620 | 66.1% | 596 | 65.8% | 595 | 64.5% | 585 | 64.1% | 578 | 64.4% |
| 知的障害者(児)数 | 164 | 17.5% | 149 | 16.4% | 158 | 17.1% | 163 | 17.9% | 170 | 18.9% |
| 精神障害者(児)数 | 154 | 16.4% | 161 | 17.8% | 170 | 18.4% | 164 | 18.0% | 150 | 16.7% |
| 嘉手納町総人口 | 13,777 | | 13,651 | | 13,588 | | 13,480 | | 13,238 | |
| 障害者(児)総数の割合 | 6.8% | | 6.6% | | 6.8% | | 6.8% | | 6.8% | |
| 身体障害者(児)数の割合 | 4.5% | | 4.4% | | 4.4% | | 4.3% | | 4.4% | |
| 知的障害者(児)数の割合 | 1.2% | | 1.1% | | 1.2% | | 1.2% | | 1.3% | |
| 精神障害者(児)数の割合 | 1.1% | | 1.2% | | 1.3% | | 1.2% | | 1.1% | |

資料：福祉課



(2) 身体障害者の障害種別の推移

令和2年度における身体障害者の障害種別をみると、「肢体不自由」が総数の43.6%を占める252人で最も多くなっています。

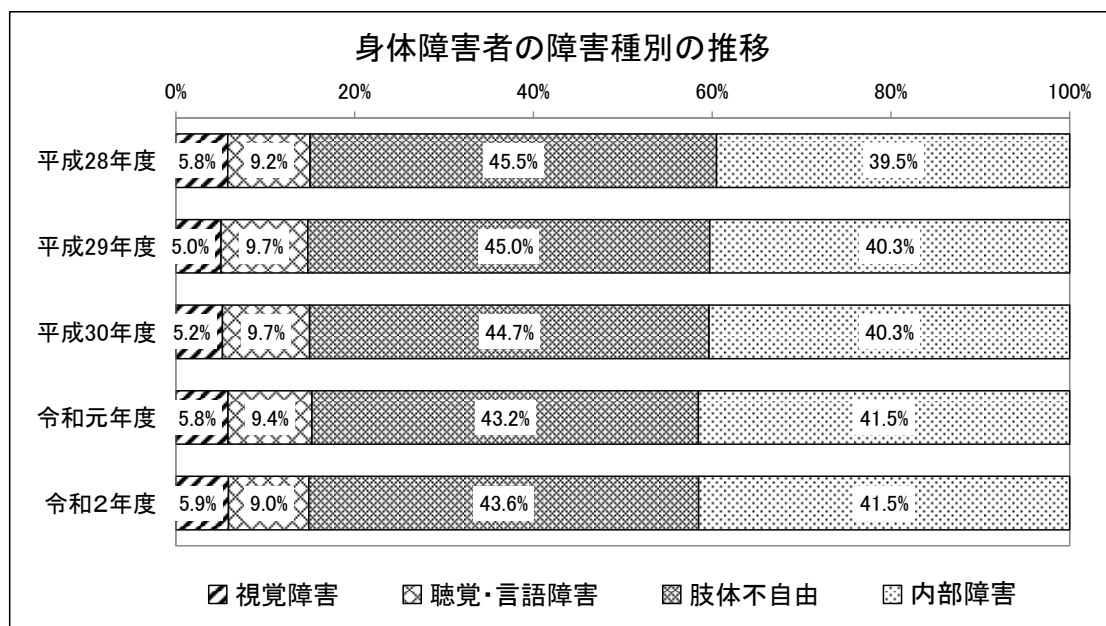
次いで「内部障害」の240人(41.5%)、「聴覚・言語障害」の52人(9.0%)、「視覚障害」の34人(5.9%)となっています。

経年的な推移をみると、「聴覚・言語障害」及び、「肢体不自由」の割合はおおむね減少傾向にあります。が、「視覚障害」は微増で推移し、「内部障害」は令和元年度以降横ばいで推移しています。

身体障害者の障害種別の推移

| | 平成28年度 (H29.3.31) | | 平成29年度 (H30.3.31) | | 平成30年度 (H31.3.31) | | 令和元年度 (R2.3.31) | | 令和2年度 (R3.3.31) | |
|---------|----------------------|--------|----------------------|--------|----------------------|--------|--------------------|--------|--------------------|--------|
| | 人数 | % | 人数 | % | 人数 | % | 人数 | % | 人数 | % |
| 総数 | 620 | 100.0% | 596 | 100.0% | 595 | 100.0% | 585 | 100.0% | 578 | 100.0% |
| 視覚障害 | 36 | 5.8% | 30 | 5.0% | 31 | 5.2% | 34 | 5.8% | 34 | 5.9% |
| 聴覚・言語障害 | 57 | 9.2% | 58 | 9.7% | 58 | 9.7% | 55 | 9.4% | 52 | 9.0% |
| 肢体不自由 | 282 | 45.5% | 268 | 45.0% | 266 | 44.7% | 253 | 43.2% | 252 | 43.6% |
| 内部障害 | 245 | 39.5% | 240 | 40.3% | 240 | 40.3% | 243 | 41.5% | 240 | 41.5% |

資料：福祉課



(3) 身体障害者の障害種別・年齢区分の状況

令和2年度における身体障害者の障害種別を年齢区分別で見ると、いずれの障害種別においても「70歳以上」の割合が最も高くなっています。特に「聴覚・言語障害」では71.2%が70歳以上となっており、他の障害種別に比べ高くなっています。18歳未満においてはすべての障害種別において4%未満となっています。

身体障害者の障害種別・年齢区分別の状況

| | 視覚障害 | | 聴覚・言語障害 | | 肢体不自由 | | 内部障害 | | 計 | |
|------------|------|--------|---------|--------|-------|--------|------|--------|-----|--------|
| | 人数 | % | 人数 | % | 人数 | % | 人数 | % | 人数 | % |
| 6歳未満 | 0 | 0.0% | 0 | 0.0% | 2 | 0.8% | 0 | 0.0% | 2 | 0.3% |
| 6歳以上～18歳未満 | 0 | 0.0% | 1 | 1.9% | 7 | 2.8% | 2 | 0.8% | 10 | 1.7% |
| 18歳以上65歳未満 | 13 | 38.2% | 11 | 21.2% | 101 | 40.1% | 50 | 24.6% | 184 | 31.8% |
| 65歳以上70歳未満 | 4 | 11.8% | 3 | 5.8% | 28 | 11.1% | 32 | 13.3% | 67 | 11.6% |
| 70歳以上 | 17 | 50.0% | 37 | 71.2% | 114 | 45.2% | 147 | 61.3% | 315 | 54.5% |
| 計 | 34 | 100.0% | 52 | 100.0% | 252 | 100.0% | 240 | 100.0% | 578 | 100.0% |

資料:福祉課

(4) 障害者等級別の推移

① 身体障害者の等級別の推移

令和2年度における身体障害者の等級別の推移をみると、「1級」が総数の40.1%を占める232人で最も多くなっています。

次いで「4級」の109人(18.9%)、「3級」の94人(16.3%)、「2級」の90人(15.6%)、「6級」の34人(5.9%)、「5級」の19人(3.3%)となっています。

身体障害者の等級別の推移

| | 平成28年度 (H29.3.31) | | 平成29年度 (H30.3.31) | | 平成30年度 (H31.3.31) | | 令和元年度 (R2.3.31) | | 令和2年度 (R3.3.31) | |
|----|----------------------|--------|----------------------|--------|----------------------|--------|--------------------|--------|--------------------|--------|
| | 人数 | % | 人数 | % | 人数 | % | 人数 | % | 人数 | % |
| 合計 | 620 | 100.0% | 596 | 100.0% | 590 | 100.0% | 585 | 100.0% | 578 | 100.0% |
| 1級 | 230 | 37.1% | 217 | 36.4% | 221 | 37.5% | 229 | 39.1% | 232 | 40.1% |
| 2級 | 107 | 17.3% | 96 | 16.1% | 91 | 15.4% | 94 | 16.1% | 90 | 15.6% |
| 3級 | 114 | 18.4% | 109 | 18.3% | 106 | 18.0% | 98 | 16.8% | 94 | 16.3% |
| 4級 | 114 | 18.4% | 118 | 19.8% | 116 | 19.7% | 109 | 18.6% | 109 | 18.9% |
| 5級 | 19 | 3.1% | 21 | 3.5% | 21 | 3.6% | 20 | 3.4% | 19 | 3.3% |
| 6級 | 36 | 5.8% | 35 | 5.9% | 35 | 5.9% | 35 | 6.0% | 34 | 5.9% |

資料:福祉課

② 知的障害者の等級別の推移

令和2年度における知的障害者の等級別状況をみると、「軽度（B2）」が総数の44.1%を占める75人で最も多くなっています。

次いで「中度（B1）」の44人（25.9%）、「重度（A2）」の40人（23.5%）、「最重度（A1）」の11人（6.5%）となっています。

知的障害者の等級別の推移

| | 平成28年度 (H29.3.31) | | 平成29年度 (H30.3.31) | | 平成30年度 (H31.3.31) | | 令和元年度 (R2.3.31) | | 令和2年度 (R3.3.31) | |
|---------|----------------------|--------|----------------------|--------|----------------------|--------|--------------------|--------|--------------------|--------|
| | 人数 | % | 人数 | % | 人数 | % | 人数 | % | 人数 | % |
| 合 計 | 164 | 100.0% | 149 | 100.0% | 158 | 100.0% | 163 | 100.0% | 170 | 100.0% |
| 最重度(A1) | 10 | 6.1% | 7 | 4.7% | 9 | 5.7% | 10 | 6.1% | 11 | 6.5% |
| 重 度(A2) | 34 | 20.7% | 32 | 21.5% | 31 | 19.6% | 34 | 20.9% | 40 | 23.5% |
| 中 度(B1) | 39 | 23.8% | 38 | 25.5% | 42 | 26.6% | 42 | 25.8% | 44 | 25.9% |
| 軽 度(B2) | 81 | 49.4% | 72 | 48.3% | 76 | 48.1% | 77 | 47.2% | 75 | 44.1% |

資料:福祉課

③ 精神障害者の等級別の推移

令和2年度における精神障害者の等級別状況をみると、「2級」が総数の56.7%を占める85人で最も多くなっています。

次いで「1級」の39人（26.0%）、「3級」の26人（17.3%）となっています。

精神障害者の等級別の推移

| | 平成28年度 (H29.3.31) | | 平成29年度 (H30.3.31) | | 平成30年度 (H31.3.31) | | 令和元年度 (R2.3.31) | | 令和2年度 (R3.3.31) | |
|-----|----------------------|--------|----------------------|--------|----------------------|--------|--------------------|--------|--------------------|--------|
| | 人数 | % | 人数 | % | 人数 | % | 人数 | % | 人数 | % |
| 合 計 | 154 | 100.0% | 161 | 100.0% | 170 | 100.0% | 164 | 100.0% | 150 | 100.0% |
| 1 級 | 49 | 31.8% | 52 | 32.3% | 47 | 27.6% | 41 | 25.0% | 39 | 26.0% |
| 2 級 | 77 | 50.0% | 80 | 49.7% | 88 | 51.8% | 91 | 55.5% | 85 | 56.7% |
| 3 級 | 28 | 18.2% | 29 | 18.0% | 35 | 20.6% | 32 | 19.5% | 26 | 17.3% |

資料:福祉課

精神障害者通院医療公費負担申請件数の推移をみると、平成28年度以降増加傾向で推移しており、令和2年度における申請件数は423件となっています。

精神障害者通院医療公費負担申請件数の推移

単位:件

| | 平成28年度 (H29.3.31) | 平成29年度 (H30.3.31) | 平成30年度 (H31.3.31) | 令和元年度 (R2.3.31) | 令和2年度 (R3.3.31) |
|------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------------|--------------------|
| 申請件数 | 394 | 393 | 416 | 400 | 423 |

資料:福祉課

(5) 障害児の保育、教育状況

① 障害児保育の状況

令和3年（5月末）の保育所における児童数は6人となっています。

障害児保育の実施状況

単位:人

| | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
|---------|-------|-------|------|------|------|
| 障害児保育人数 | 5 | 2 | 3 | 6 | 6 |

各年5月末

資料:子ども家庭課

② 障害児の教育

令和3年（5月末）の特別支援学級在籍数をみると、幼稚園が11人、小学校が40人、中学校が11人となっています。また、経年推移をみると、幼稚園の在籍園児数は増減を繰り返し、小学校及び中学校の在籍児童数、生徒数は増加傾向で推移しています。

障害児教育の状況(特別支援学級在籍数)

単位:人

| | | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
|-----|-----|-------|-------|------|------|------|
| 幼稚園 | 園児数 | 5 | 10 | 6 | 3 | 11 |
| | 園数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 小学校 | 児童数 | 16 | 19 | 28 | 36 | 40 |
| | 学校数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 中学校 | 生徒数 | 6 | 7 | 9 | 9 | 11 |

各年5月末

資料:嘉手納町教育委員会、嘉手納幼稚園、屋良幼稚園

令和3年（5月末）における特別支援教育支援員の配置人数は幼稚園で6人、小学校13人、中学校で3人となっています。また、経年推移をみると、幼稚園での配置人数は増減を繰り返し、小学校及び中学校では減少傾向にあり、障害児の在籍児童数、生徒数が経年増加傾向にある小学校及び中学校では、特別支援教育支援員への負担が懸念されます。

特別支援教育支援員配置状況

単位:人

| | | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 | 令和3年 |
|-----|-----|-------|-------|------|------|------|
| 幼稚園 | 配置数 | 5 | 8 | 5 | 3 | 6 |
| | 園数 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 小学校 | 配置数 | 17 | 16 | 15 | 13 | 13 |
| | 学校数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 中学校 | 配置数 | 8 | 7 | 7 | 5 | 3 |

各年5月末

資料:嘉手納町教育委員会、嘉手納幼稚園、屋良幼稚園

第2節 アンケート調査の概要

1. アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、町民の障害福祉に関する意識や意向などを把握することを目的に調査を実施しています。

(1) 調査の方法

郵送による配布回収を基本に調査票の URL から WEB 回答もできる方法で実施しています。

(2) 配布・回収状況

| 配布数 | 回収数 | 有効回収数 | 回収率 |
|---------|------------------------------|-------|-------|
| 1,000 件 | 273 件 (郵送 217 件、Web 56 件) | 273 件 | 27.3% |

【属性】

○回答者の年齢は「50代」が27.1%で最も多く、次いで「40代」の22.3%、「30代」の21.2%、「20代」の15.4%、「60代以上」の12.1%、10代の1.8%となっています。

【障害のある人との関わりについて】

- 障害のある人が現在または過去に身近にいたのかについては、「家族、親戚」が35.9%、「身近にはいない」が26.4%、「職場」が23.4%で上位にあげられています。
- 障害のある人との交流について、「ある」と「あった」の合計割合をみると7割の方が交流機会があると回答しています。また、障害のある人への手助けの有無についても、「ある」と「あった」の合計割合は7割を占めています。
- 手助けできる内容は、「安否確認や声かけ」が53.1%、「情報の提供や話し相手」が46.2%、「外出時のちょっとした手伝い」が37.0%で上位にあげられています。
- 手助けできない理由は「どのように接したらよいかわからない」が50.0%で最も多く、次いで「専門の人や関係者に任せた方がよいと思う」の25.0%、「自分にとっては負担になるような気がする」及び「お節介になるような気がする」「その他」が同率の8.3%となっています。

【障害のある人の権利擁護^{※1}】

- 差別や偏見の有無について、「あると思う」と「少しあると思う」の合計割合をみると、8割の方が差別や偏見があると回答しています。
- 差別や偏見のある場面は「学校や職場」が53.0%、「仕事の内容」が51.2%、「交通機関や建物の構造」が50.2%で上位にあげられています。

※1 権利擁護：知的障害、精神障害や認知症の方などの自らの権利や介護・援助のニーズを表明することが困難な人に代わって、その権利やニーズ表明を行うことです。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすることです。

- 5年前と比べて差別や偏見は改善されたと思うかについては、「改善されている」と「ある程度改善されている」の合計割合をみると、4割の方が改善されていると回答しています。
- 制度などに関する認知度をみると、「名称も内容も知っている」との回答では「成年後見制度^{※1}」が42.1%で最も多くなっている一方、その他の条約（障害者権利条約^{※2}、障害者差別解消^{※3}、合理的配慮^{※4}、インクルーシブ教育）等については11.0%～14.3%とやや割合が低くなっており、認知度を高める為の情報発信のニーズがある事が伺えます。
- 「障害者週間^{※5}」の認知度は、「知らない」が67.4%で最も多く、次いで「月日までは知らないが「障害者週間」があることは知っている」の31.1%、「月日も含めて知っている」の1.5%となっています。
- 障害のある人に対する理解度については、「かなり理解がある」及び「まあまあ理解がある」の合計割合では「あなた自身」が67.7%で最も多く、次いで「学校、職場」の56.8%、「地域の住民」の42.5%となっており、記入者本人は障害のある人対して理解がある一方、地域の住民はやや理解に欠けているとの回答を示しています。
- 障害のある人に対する理解を深めるために必要なことについては、「福祉教育の充実（学校、地域、職場等）」が65.6%、「SNS^{※6}、各種のメディア等を活用した広報活動の充実」が36.6%、「各種イベントの開催や障害のある人の参加促進」が28.9%で上位にあげられています。

【就労について】

- 障害のある人が仕事をするために必要だと思うことについては、「経営者・職場の人が障害に理解があること」が90.1%、「障害者用の設備が整っていること」が69.6%、「障害にあった仕事内容であること」が69.2%で上位にあげられています。
- 障害のある人と同じ職場で働いていたことがあるか（過去にあったか）をみると、「ない」が59.0%、「ある・あった」が41.0%となっています。
- 職場で障害のある人と働いていた際に、「良かったこと」は、「頑張り屋さんで感心する」が51.8%、「障害について理解できて良かった」が50.0%、「障害の有無は関係ないと思った」が47.3%で上位にあげられています。

- ※1 成年後見制度：認知症高齢者や障害のある人など、自分で判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。
- ※2 障害者権利条約：障害者の人権や基本的自由を守り、障害者が持っている自分らしさを尊重し、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。その内容は、差別の禁止や合理的配慮、障害者の参加、自立した生活・地域社会への包容など幅広いものとなっています。
- ※3 障害者差別解消：障害のある人に対する「不当な差別的取扱い」の禁止、「合理的配慮の提供」によって、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指すものです。
- ※4 合理的配慮：障害者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のことです。
- ※5 障害者週間：障害や障害のある人に関する理解と関心を深め、障害のある人の社会参加への意欲を高めるために、毎年12月3日から12月9日までの1週間を「障害者週間」と定めています。
- ※6 SNS：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことで。

- 障害のある人と同じ職場で働いていた際に困ったことについては、「障害の特性が分からずどのように接してよいか分からない」及び「どのくらい仕事を頼んでよいか分からない」が同率の33.0%、「特にない」が31.3%で上位にあげられています。
- 障害のある人と長く働くために必要なことは、「障害の特性やどのような接し方をして欲しいかなどを教えてほしい」が69.2%、「話しやすい雰囲気を作る」が63.0%、「自分からの声かけを増やす」が49.8%で上位にあげられています。

【災害時の手助け】

- 災害時に手助けが必要だと思う障害のある人が身近にいるかについては、「いない」が57.1%で最も多く、次いで「いる」の24.9%、「わからない」の16.8%となっています。
- 災害時に障害のある人にできる手助けや協力については「安否確認・声かけ」が81.0%、「安全な場所への避難誘導」が72.5%、「消防、警察等への連絡」が60.1%で上位にあげられています。

【まちづくりについて】

- 嘉手納町はバリアフリー^{※1}のまちづくりが進んでいると思うかは、「わからない」が41.8%で最も多く、次いで「ある程度進んでいる」の29.3%、「やや遅れている」の17.2%、「非常に遅れている」の7.7%、「進んでいる」の4.0%となっています。
- 自宅の隣や近隣に障害福祉事業所等（グループホーム^{※2}、障害児者の入所施設や就労支援事業所など）が開所された場合に思うことは、「町内に障害福祉事業所が増えることは喜ばしいと思う」が67.0%、「事業所に支援者がいるので、問題はないうと思う」が45.4%、「障害福祉事業所等の利用者が地域にも親しんで欲しいので、地域活動にも参加して欲しい」が29.7%で上位にあげられています。
- 嘉手納町は障害のある人にとって暮らしやすい町だと思うかについて、「暮らしやすい町だと思う」と「とても暮らしやすい町だと思う」の合計割合をみると、6割の方は暮らしやすい町だと回答しています。
- 嘉手納町が障害のある人にとって暮らしやすい町だと思わない理由は「移動、交通手段について」が70.0%、「バリアフリーをもっと進める」が61.0%、「障害に対応した住居の整備」が50.0%で上位にあげられています。

※1 バリアフリー：生活の中で不便を感じることを、様々な活動をしようとするときに障壁になっているバリアをなくす（フリーにする）ことです。バリアフリーという言葉は、もともとは建築用語として、道路や建築物の入口の段差など物理的なバリア（障壁）の除去という意味で使われてきましたが、現在では、障害のある人や高齢者だけでなく、あらゆる人の社会参加を困難にしているすべての分野でのバリア（障壁）の除去という意味で用いられています。

※2 グループホーム：福祉サービスのひとつ。地域において共同生活を営むことに支障のない障害者に、夜間や休日に共同生活を行う住居を提供し、相談や日常生活上の援助を行うものです。

第3章 施策の展開

第1節 基本方針1：障害に対する理解と権利擁護

【基本方針】

障害に対する理解を深めることができる継続的・連続的な福祉教育を推進するとともに、さまざまな障害特性や必要な配慮等に関する理解を深めることができる広報・啓発活動を推進します。

また、あらゆる場面において障害を理由とした差別や偏見、権利、利益の侵害をなくす取組を進めるとともに、知的及び精神障害等により判断能力が不十分な方に対する成年後見制度の適切な利用を促進するため、連携ネットワーク等の体制整備や人材育成等に取り組みます。

【推進施策の方向性と具体的内容】

推進施策1：障害を理由とする差別の解消

- 障害のある町民の人格と個性を尊重するとともに、どのような場面においても障害を理由として差別を受けることがないように、差別の解消に関する理解・啓発及び周知活動を継続的に行います。
- 社会的障壁を取り除くために必要な範囲で配慮を行うためバリアフリー化の推進、情報の取得、利用、提供等によるアクセシビリティ^{※1}の向上を図ります。

【主な事業展開】

| 推進施策1-1：障害者差別解消の理解促進 | | 実施主体 |
|----------------------|---|----------------|
| 事業内容 | ○障害及び障害者に対する理解を深めていくため、多様な媒体を活用した情報提供や、講演会等を通して差別解消の普及啓発活動を推進します。 | 福祉課 (障害福祉係) |

| 推進施策1-2：差別解消等に関わる相談支援事業の充実 | | 実施主体 |
|----------------------------|--|----------------|
| 事業内容 | ○自立支援協議会の相談支援部会、相談支援事業所等と連携し差別解消等に関わる相談、紛争解決等における支援体制の充実、相談窓口の周知徹底を図ります。 | 福祉課 (障害福祉係) |

推進施策2：障害理解の推進

- 障害及び障害のある町民に対する理解を深めるため、多様な媒体等を活用した継続的な情報発信を行います。

※1 アクセシビリティ：施設・設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさのことです。

- 自治会、当事者及びボランティア等の関係団体や教育機関等と連携・協働した各種行事の開催や、障害者週間等における展示会、イベント活動の充実を図るなど「心のバリアフリー※1」を学び身につけ、地域全体に広げることができる広報・啓発活動に取り組みます。
- 幼児期から人生の各ライフステージに応じて障害や障害のある町民に対する理解を深めていくことができるように、学校教育や多様な生涯学習機会を通じた福祉教育の充実を図ります。

【主な事業展開】

| 推進施策 2-1：学校等における福祉教育の推進 | | 実施主体 |
|-------------------------|--|------------------|
| 事業内容 | ○障害者理解等に関する講演会の開催、当事者との交流等による啓発活動を引き続き実施する等、小中学校、高校等の協力を得て、継続的な取組を実施します。 | 社会福祉協議会 教育指導課 |

| 推進施策 2-2：広報・啓発活動の推進 | | 実施主体 |
|---------------------|--|---------------------------|
| 事業内容 | ○広報誌、HP、町のLINE、個別通知など多様な媒体を活用した周知活動を推進します。 ○必要な情報が町民に届くように単発発信ではなく、複数回継続的に行うことで情報が行き渡るように、情報媒体が選択できる体制づくりを進めます。 ○ごちゃまぜフェスタにおいて、講演会やステージ部門を設け、その中で知る機会、ふれあう機会を意図的につくる等、障害の理解・啓発を図ります。 | 福祉課 (障害福祉係) 社会福祉協議会 |

| 推進施策 2-3：啓発パネル展の継続実施 | | 実施主体 |
|----------------------|--|----------------|
| 事業内容 | ○発達障害者啓発週間パネル展、障害者週間パネル展等は、その時期に必要なものを併せて継続的な展示を実施します。また、多くの人々の目に触れることで障害や障害者理解ができるようにイベント会場等で開催します。 | 福祉課 (障害福祉係) |

| 推進施策 2-4：ライフステージに対応した福祉教育の推進 | | 実施主体 |
|------------------------------|---|---------|
| 事業内容 | ○障害特性等を理解し、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、多様な機会を通し、継続的な福祉教育を推進します。 | 社会福祉協議会 |

※1 心のバリアフリー：障害のある人に対する無関心や誤解、何気なく行っている行動や発言などが「意識上のバリア」をつくってしまうことがあります。心のバリアフリーとは、バリアを感じている人の身になって考え、行動を起こすことです。

推進施策3：障害のある町民の権利擁護

- 人権擁護に関する理解を促す啓発活動を強化していくとともに、本人の意思決定を尊重し自立した社会活動を営むために必要な権利を守る取組を進めます。
- 虐待の早期発見・早期対応を図るため、関係機関、相談支援専門員等との連携により虐待の未然防止対策や一時保護等に対する相談支援の充実を図るとともに、被害からの救済体制の構築に向けた取組を進めます。
- 社会生活を営む上で必要な権利を円滑に行使できるように、選挙等における必要な環境の整備、行政機関窓口等における意思疎通への配慮、情報提供におけるツールの活用など、障害特性に応じた多様な合理的配慮の提供を行います。

【主な事業展開】

| 推進施策 3-1：権利擁護に関する相談支援 | | 実施主体 |
|-----------------------|--|---------------------------|
| 事業内容 | ○障害者、障害児の保護者又は介護者等からの相談に応じ、必要な情報を提供することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。 | 社会福祉協議会 福祉課 (障害福祉係) |

| 推進施策 3-2：虐待防止対策支援事業 | | 実施主体 |
|---------------------|---|------|
| 事業内容 | ○地域包括支援センター、関係機関等との連携を図り、事実確認、訪問調査、対応方針の協議やケース会議を開催するなど、さまざまなやり取りの中で虐待を見逃さない取組を推進します。 | 福祉課 |

| 推進施策 3-3：虐待被害等に対する支援の充実 | | 実施主体 |
|-------------------------|--|----------------|
| 事業内容 | ○虐待防止と虐待の早期発見・早期対策を広く普及していくため、虐待に関する知識、相談窓口や通告義務等についての周知を図ります。 | 福祉課 (障害福祉係) |

推進施策4：成年後見制度の利用促進

- 認知症、知的障害、精神障害、発達障害等により物事を判断する能力が十分でない町民の権利を守り、社会生活や日常生活を営む上で不利益が生じないように支援する「成年後見制度」の適切な利用に向け、関係機関や支援者等と連携し制度に対する周知活動の充実を図ります。
- 「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、地域連携ネットワークのコーディネート機能を担う中核機関の整備・運営方針等を含め、権利擁護支援が必要な方を早期に発見し、適切な支援につなげる地域連携の仕組づくりを進めます。

【主な事業展開】

| 推進施策 4-1：成年後見制度の理解促進 | | 実施主体 |
|----------------------|---|----------------|
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○判断能力が低下している方の財産管理や契約手続き等の管理等に関わる支援を行う成年後見制度についての普及啓発の強化を行います。 ○社協と行政及び関係職員により成年後見法人後見^{※1}制度に関する勉強会の実施や、先進地視察及び研修等を行い、必要なニーズへの取組を検討します。 | 福祉課 社会福祉協議会 |

| 推進施策 4-2：成年後見制度利用支援事業の推進 | | 実施主体 |
|--------------------------|---|------|
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○裁判所への申立て手続き等の説明、申立てに必要な費用や後見人報酬等について補助を行います。 ○パンフレットの配置や利用説明等により利用促進を図るとともに、町民へ普及啓発を行います。 | 福祉課 |

| 推進施策 4-3：成年後見制度利用促進基本計画の策定 | | 実施主体 |
|----------------------------|---|------|
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、権利擁護が必要な人が適切な支援につながるための、方針等を定めます。 | 福祉課 |

| 推進施策 4-4：日常生活自立支援事業 ^{※2} の充実・強化 | | 実施主体 |
|--|---|---------|
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○判断能力が不十分な町民が地域で自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき金銭管理や福祉サービス等の利用援助を行う日常生活自立支援事業の充実を図ります。 | 社会福祉協議会 |

※1 法人後見：社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、ご親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことを言います。

※2 日常生活自立支援事業：認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

【推進に関わる重点項目と事業目標】

基本方針1：障害に対する理解と権利擁護

| 重点的に取り組むべき事業名 | 事業目標（指標） | | 実施主体 |
|---------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|---------------------------|
| | 令和3年度実績 | 令和8年度目標 | |
| 1-(1)障害を理由とする差別の解消 | | | |
| ①障害を理由とする差別や偏見があると思う割合（アンケート調査） | アンケート結果 障害者：28.2% 町民：79.5% | アンケート結果 障害者：16.0% 町民：50.0% | 福祉課 （障害福祉係） |
| ②障害者相談支援事業 （差別解消に関わる相談） | 実績なし | 随時対応 | 福祉課 （障害福祉係） |
| 1-(2)障害理解の推進 | | | |
| ①福祉教育の実施 | 適宜開催 | 継続実施 | 社会福祉協議会 教育指導課 |
| ②広報・啓発パネル展の実施 | 年2回開催 | 継続実施 | 福祉課 （障害福祉係） |
| ③理解促進研修・講演会等の開催 | 年1回開催 | 継続実施 | 福祉課 （障害福祉係） 社会福祉協議会 |
| 1-(3)障害のある町民の権利擁護 | | | |
| ①虐待防止対策事業 | 随時対応 | 随時対応 | 福祉課 （障害福祉係） |
| 1-(4)成年後見制度の利用促進 | | | |
| ①成年後見制度利用促進基本計画の策定 | 基礎調査の実施 | 令和4年度策定 | 福祉課 |
| ②日常生活自立支援事業の充実・強化 | 随時対応 | 専門職の配置 | 社会福祉協議会 |

※1-(1)障害を理由とする差別の解消①障害を理由とする差別や偏見があると思う割合（アンケート調査）の町民の割合については、「あると思う」と「少しあると思う」の合計割合

第2節 基本方針2：保健、医療等の充実

【基本方針】

難病、生活習慣等に起因する疾病などを含め、障害の種類は複雑・多様化しています。

障害の要因となる疾病等を未然に防いでいくための各種健康診査や健康及び心の相談、保健指導の充実を図るとともに、地域医療、リハビリテーション提供等による適切な治療と障害を軽減することができるように保健、医療サービス等の連携強化を図ります。

【推進施策の方向性と具体的内容】

推進施策1：障害の予防と早期発見体制の充実

- 生活習慣病の予防、生活習慣の改善等による健康づくり事業の充実を図るとともに、各種健診や保健指導等の充実に取り組みます。
- こころの健康づくり対策等に関する情報提供、知識の普及啓発、相談支援やカウンセリング機会の充実に努め、こころの健康が不調な状況にある町民への早期対応を図る取組を進めます。

【主な事業展開】

| 推進施策1-1：各種健康診査・保健指導の充実 | | 実施主体 |
|------------------------|--|------------------|
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○疾病による障害の発生を防ぐとともに、各種健康診査の受診率の向上を図り、障害等の早期発見・早期対応の充実に努めます。 ○特定健康診査の結果に基づく保健指導の充実を図り、疾病の予防、早期発見と障害の発生の予防に取り組みます。 | 町民保険課 (健康予防係) |

【主な事業展開】

| 推進施策1-2：心の健康づくりの推進 | | 実施主体 |
|--------------------|---|------------------|
| 事業内容 | ○カウンセリング機会の充実、早期の気づき、相談支援体制の構築を図り、多様な機会を通し早期対応・支援の充実にに向けた取組を進めます。 | 町民保険課 (健康予防係) |

推進施策2：医療に対する支援

- 身近な地域で必要な医療受診やリハビリテーションを受けることができるように、関係機関や地域医療機関との連携強化を図ります。
- 広報誌、パンフレット等の多様な媒体を活用した各種医療費助成制度に対する情報提供と制度利用に対する周知活動の充実や適正な支給、給付を行い医療受診に対する負担軽減を図ります。

【主な事業展開】

| 推進施策 2-1：医療受診等の負担軽減 | | 実施主体 |
|---------------------|--|----------------|
| 事業内容 | ○医療費の自己負担分の軽減を図るための医療費助成を行うとともに、医療費負担軽減制度（重度心身障害者児医療費助成、重度心身障害者児入院給食費助成、更生医療、育成医療）の周知や医療受診に関わる支援を行います。 | 福祉課 (障害福祉係) |

| 推進施策 2-2：医療受診に関わる相談支援 | | 実施主体 |
|-----------------------|--|----------------|
| 事業内容 | ○病院受診が困難な方（障害福祉サービスへつながっていない方や受診拒否している方等）へ相談支援事業の中で、必要性のある方に対し受診同行や訪問看護の導入への働きかけを行う等、積極的に医療受診へつなげます。 | 福祉課 (障害福祉係) |

【推進に関わる重点項目と事業目標】

基本方針2：保健、医療等の充実

| 重点的に取り組むべき事業名 | 事業目標（指標） | | 実施主体 |
|------------------------|-------------------------------|---------|------------------|
| | 令和3年度実績 | 令和8年度目標 | |
| 2-(1)障害の予防と早期発見体制の充実 | | | |
| ①自殺対策事業 | R3年：新型コロナウイルス感染症の影響により一部事業の停止 | 継続実施 | 町民保険課 (健康予防係) |
| 2-(2)医療に対する支援 | | | |
| ①障害者相談支援事業 (医療受診支援) | 継続実施 | 継続実施 | 福祉課 (障害福祉係) |

第3節 基本方針3：障害や発達が気になる子どもに対する支援と教育、保育の推進

【基本方針】

障害や発達が気になる子どもに対し、適切な支援を行うことができるように、早期発見とライフステージに応じた切れ目のない支援を行うため、関係機関等との情報共有や発達障害の診療体制を促進するとともに、巡回支援専門員等との連携により一貫した支援体制の構築を図ります。

また、障害のある児童生徒一人ひとりが、自身の能力を最大限に発揮できるように一貫した相談体制と関係性の途切れない保育、教育を受けるために必要な支援の充実、保育教育施設のバリアフリー化、教育教材等の充実に努めます。

【推進施策の方向性と具体的内容】

推進施策1：障害や発達ที่気になる子どもの早期発見・対応

- 成長段階に応じた切れ目のない支援を受けることができるように、関係機関と連携し、子ども一人ひとりの状況に応じた適切な発達支援を行う体制づくりを進めます。
- 乳幼児健診、母子保健事業等において、「気づき」を含めた早期発見体制の充実に図ります。
- 発達障害が疑われる子どもと保護者に寄り添うフォローアップや必要に応じ医療機関等へつなぐなど、継続性を持った支援を行います。
- 「保育所等訪問支援事業」の実施事業所の誘致に取り組みます。
- 児童発達支援センターの設置検討を行うなど、早期療育^{※1}体制の充実に努めます。

【主な事業展開】

| 推進施策 1-1：健診事後教室（親子教室）の充実 | | 実施主体 |
|--------------------------|---|-------------------|
| 事業内容 | ○主に乳幼児健診等で言葉の遅れや多動、精神発達面でフォローが必要と判断された子ども及びその保護者に対して、健やかな成長と発達を促すために専門家の指導のもと、遊びを通して子どもの発達を支援します。 | 子ども家庭課 (母子保健係) |

※1 療育：障害のある子ども及びその家族、障害に関して心配のある人等を対象として、障害の早期発見・早期治療又は訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うことです。

推進施策 2：障害や発達が気になる子どもへの支援

- 障害に対する理解を深め、早期に関わりを持つことができるように、自立支援協議会（学びつながり部会）、町立小中学校、青少年センター、委託相談員（障害福祉相談支援事業所）等との連携や情報共有等の充実に努め、連続性のある支援の充実を図ります。
- 発達支援に関わる個別相談や情報提供体制の充実に努めるとともに、ゆんたく会等の交流の場の提供やペアレントトレーニング^{※1}を開催するなど、保護者やその家庭に対する支援の充実にに向けた取組を進めます。
- 医療的ケア児^{※2}に関するコーディネーターの配置、自立支援協議会に検討部会の設置を検討する等、医療的ケア児とその家族の負担軽減に向けた取組の充実を図ります。

【主な事業展開】

| 推進施策 2-1：障害児相談支援の充実 | | 実施主体 |
|---------------------|---|----------------|
| 事業内容 | ○相談支援事業所と学校、障害児通所支援事業所等の関係機関が連携し、情報共有に努めます。 | 福祉課 (障害福祉係) |

| 推進施策 2-2：ペアレントトレーニング等の実施 | | 実施主体 |
|--------------------------|---|---------------------------|
| 事業内容 | ○保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの発達の促進や改善等を図る家族支援を継続的に実施します。 | 福祉課 (障害福祉係) 社会福祉協議会 |

| 推進施策 2-3：ゆんたく会の実施 | | 実施主体 |
|-------------------|--|---------------------------|
| 事業内容 | ○「ゆんたく会」の参加者が地域の仲間としてゆるやかなつながりをつくりつつ、自分たちの活動の場となるよう、参加者の声も聴きながら、継続的に実施します。 | 福祉課 (障害福祉係) 社会福祉協議会 |

| 推進施策 2-4：自立支援協議会（学びつながり部会） | | 実施主体 |
|----------------------------|---|----------------|
| 事業内容 | ○早期発見・早期支援を目的に教育部門や子ども家庭部門の関係課と学齢期の児童に関し、教育・福祉の連携体制づくりを継続的に実施します。 | 福祉課 (障害福祉係) |

※1 **ペアレントトレーニング**：保護者や養育者の方を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目ざす家族支援のアプローチの一つです。

※2 **医療的ケア児**：医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のことです。

| 推進施策 2-5：ネットワークの構築 | | 実施主体 |
|--------------------|---|-----------------------------------|
| 事業内容 | ○特別支援教育に関する情報の提供、保護者が早い時期から相談支援を受けることが出来る体制の一層の充実を図ります。 | 福祉課 (障害福祉係) 教育指導課 子ども家庭課 |

推進施策 3：障害のある子どもの保育環境の充実

- 障害のある子どもの成長過程の状況等に配慮しつつ、身近な地域で適正な保育を均等に受けることができるように、安全で快適に過ごせる保育環境や障害に配慮した保育教材を設置する等、受け入れ体制の充実に努めます。
- 障害の状況や程度に応じた適切な保育を行う事ができるように、多様な研修機会や講習会、巡回相談支援事業等による保育士等の資質の向上、加配保育士の配置により障害児保育の充実を図ります。

【主な事業展開】

| 推進施策 3-1：障害児保育の充実 | | 実施主体 |
|-------------------|---|-------------------|
| 事業内容 | ○障害のある子どもの特性に応じ安全な保育を実施するため保護者や保育士との連携や、保育士の加配による障害児保育の充実を図ります。 ○職員体制の強化、研修会に参加しやすい体制づくりを行うなど、職員の資質の向上に向けた取組を進めます。 | 子ども家庭課 (保育支援係) |

推進施策 4：幼児教育、学校教育の充実

- 障害のある幼児、児童生徒一人ひとりの障害の程度や特性に応じて学ぶことができる計画的な学習指導や学習内容の充実を図ります。
- 特別支援教育に関わる教職員等の専門性を高める研修会の開催や、教職員向けガイドブックの作成による資質の向上を図ります。
- 特別支援教育支援員の適正配置を行うなど、障害のある幼児、児童生徒の多様なニーズに応じた的確な学習支援を提供するためのインクルーシブ教育システム^{※1}を推進します。
- 保護者や本人の意思を尊重した就学支援体制や、障害のある児童生徒一人ひとりのニーズや状況に対応するための教育相談の充実を図ります。
- 継続的できめ細かな学習環境の整備を整えるため、教育施設等のバリアフリー化を逐次推進します。

※1 インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのことです。

【主な事業展開】

| 推進施策 4-1：特別支援教育の推進 | | 実施主体 |
|-------------------------------|---|----------------------------|
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応していくため、校内関係者や保護者及び外部専門家等が連携・協力し、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づき適切な教育支援・指導の充実を図ります。 ○特別支援教育に関わる専門性の向上を図るため、教職員等への研修を充実させます。 ○特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門員が連携を図り、きめ細かな相談や支援に取り組みます。 | 教育指導課 |
| 推進施策 4-2：保、幼、こ（認定こども園）、小連携の推進 | | 実施主体 |
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児期の保育、教育と児童期の教育への円滑な移行を図るため、保育士、教職員、特別支援コーディネーター等との連携、情報交換会等の開催による情報の共有化や必要な調整を図ります。 | 子ども家庭課 (保育支援係) 教育指導課 |
| 推進施策 4-3：特別支援学校等との交流 | | 実施主体 |
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○町在住の特別支援学校に通う児童生徒を受け入れることで相互理解を図ります。 | 教育指導課 |
| 推進施策 4-4：学校施設等のバリアフリー化の推進 | | 実施主体 |
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○各小中学校においてバリアフリー化等の環境整備を推進しています。引き続き、定期的な安全管理に基づく施設の改善や備品の設置等に取り組みます。 | 教育総務課 (教育施設係) |

【推進に関わる重点項目と事業目標】

基本方針3：障害や発達が気になる子どもに対する支援と教育、保育の推進

| 重点的に取り組むべき事業名 | 事業目標（指標） | | 実施主体 |
|----------------------------|----------------------------------|---------|---------------------------|
| | 令和3年度実績 | 令和8年度目標 | |
| 3-(1)障害や発達が気になる子どもの早期発見・対応 | | | |
| ①健診事後教室（親子教室） | 年8～12回の開催 | 継続実施 | 子ども家庭課 （母子保健係） |
| 3-(2)障害や発達が気になる子どもへの支援 | | | |
| ①障害児相談支援事業の充実 | 障害児相談 R3年：344件 (R3年12月末時点) | 継続実施 | 福祉課 （障害福祉係） |
| ②ペアレントトレーニング等の開催 | 年8回コース | 継続実施 | 福祉課 （障害福祉係） 社会福祉協議会 |
| 3-(3)障害のある子どもの保育環境の充実 | | | |
| ①巡回相談支援事業の充実 （職員の資質向上） | 年7回 (R4年2月末時点) | 継続実施 | 子ども家庭課 （保育支援係） |
| 3-(4)幼児教育、学校教育の充実 | | | |
| ①個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成 | 実施 | 継続実施 | 教育指導課 |
| ②巡回指導 | 町実施 年5回 | 継続実施 | 教育指導課 |
| ③教育サポーターの充足率 | 小学校：13名 中学校：6名 | 継続実施 | 教育指導課 |
| ④学校施設等のバリアフリー化 | 適宜実施 | 継続実施 | 教育総務課 （教育施設係） |

第4節 基本方針4：ひとにやさしいまちづくりの推進

【基本方針】

障害に配慮した住宅環境の整備、生活関連施設や公共施設等のバリアフリー化の推進、障害者が移動しやすい移動手段の整備や、多様な外出支援の充実に向けた取組を進めます。

また、災害時における障害特性に配慮した情報提供の充実、適切な避難支援体制の構築を図るなど、災害に強い地域づくりを推進するとともに、障害のある町民を犯罪被害や消費者トラブルから守る防犯対策の充実を図る等、犯罪が起こりにくいまちづくりを進めます。

【推進施策の方向性と具体的内容】

推進施策1：障害に配慮した住環境の整備

- 障害のある町民が住み慣れた地域で安心して快適に暮らすことや、地域への移行を促進していくため、居住の場の確保を図ります。
- 民間賃貸住宅等への円滑な入居支援、障害に配慮したバリアフリー住宅の整備促進、町営住宅における優先入居措置等を継続して実施します。

【主な事業展開】

| 推進施策1-1：居住の場の確保 | | 実施主体 |
|-----------------|---|----------------|
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○相談支援事業所、不動産業者等と連携し、障害のある町民等で民間の賃貸住宅等への円滑な入居を支援します。 ○関係機関等と連携した地域生活拠点の機能向上に向けた取組を進めます。 | 福祉課 (障害福祉係) |

推進施策2：生活環境のバリアフリー化の推進

- 不特定多数の人々が利用する公共性の高い建築物や道路及び案内表示板等については、誰もが安全で快適に利用できるユニバーサルデザイン^{※1}の視点に立った整備を推進します。

【主な事業展開】

| 推進施策2-1：多様な障害等に配慮したまちづくりの推進 | | 実施主体 |
|-----------------------------|--|------------------|
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○不特定多数が利用する建築物や道路、歩道、公園等において、誰もが利用しやすいように「沖縄県福祉のまちづくり条例^{※2}」や関係法令を遵守し、バリアフリー化を地域の実情に応じて順次実施します。 | 都市建設課 (施設建設係) |

※1 ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方です。

※2 沖縄県福祉のまちづくり条例：お年寄りや障害のある方をはじめすべての人が安心して生活し、自由に社会参加できる地域社会を実現するために平成9年に制定した条例であり、翌平成10年から全面施行しています。条例には、目的や定義のほか、施策に関する基本方針及びバリアフリー整備の対象となる施設や整備基準が規定されています。

推進施策3：移動支援の充実

○移動などが困難な町民の外出に対する支援や交通手段を確保していくため、地域生活支援事業に基づき、多様な外出支援や移動手段を確保する施策の充実を図ります。

【主な事業展開】

| 推進施策3-1：移動支援の充実 | | 実施主体 |
|-----------------|---|----------------|
| 事業内容 | ○移動支援事業の報酬額等について中部圏域市町村間での協議を行うなど、障害特性に応じた移動・交通手段に関わる環境整備を推進するための取組を進めます。 | 福祉課 (障害福祉係) |

推進施策4：防犯、防災対策の充実

○障害のある町民や高齢者等に対し、災害時において迅速で適切な避難誘導及び救助体制を構築することができるように、避難行動要支援者名簿を活用した要支援者の適切な把握や自主防災組織等と連携した減災活動、避難活動の充実を図ります。

○多様な障害特性に配慮した情報伝達方法の整備を図るとともに、福祉避難所等の指定や協定の締結に取り組みます。

○障害や認知症高齢者など町民が事件や消費者トラブルの被害者となることのないように防犯意識を高めます。

○地域見守り隊による見守り・支え合い活動の実施や警察、関係機関等との連携体制の強化を図るなど、犯罪被害の早期発見と犯罪被害の防止対策の強化を図ります。

【主な事業展開】

| 推進施策4-1：小地域福祉活動の充実 | | 実施主体 |
|--------------------|--|---------|
| 事業内容 | ○見守り隊、なかゆくい広場として実施する中で普段からの見守り合い、支え合い活動が防犯、防災対策へとつながっていることから、全行政区での取組が実施できるように支援します。 | 社会福祉協議会 |

| 推進施策4-2：防災対策等の推進 | | 実施主体 |
|------------------|---|----------------------------------|
| 事業内容 | ○要配慮者利用施設の安全管理等の促進や防災拠点等の保全・整備を行うとともに、各自治会等と連携した防災訓練等の実施や避難行動要支援者名簿等を適宜更新するなど、地域防災、減災対策の充実を図ります。 ○障害特性に配慮し情報伝達の手段を検討します。 | 福祉課 総務課 (管財防災係) 社会福祉協議会 |

| | | |
|-------------------------------------|--|---------------------------|
| 推進施策 4-3：消費者トラブル等の防止、被害からの救済 | | 実施主体 |
| 事業内容 | ○オレオレ詐欺など障害のある町民の日常生活や消費生活等に配慮し、消費者トラブル等に巻き込まれないように相談支援や、小地域福祉活動等を利用して防犯に対する啓発活動を行います。 | 社会福祉協議会 福祉課 (障害福祉係) |

【推進に関わる重点項目と事業目標】

基本方針4：ひとにやさしいまちづくりの推進

| 重点的に取り組むべき事業名 | 事業目標（指標） | | 実施主体 |
|------------------------------------|------------------------|---------|------------------|
| | 令和3年度実績 | 令和8年度目標 | |
| 4-(1)障害に配慮した住環境の整備 | | | |
| ①町営住宅優先入居措置 | 適宜実施 | 適宜実施 | 都市建設課 (施設管理係) |
| ②住宅改修費給付事業 | 実績なし | 継続実施 | 福祉課 (障害福祉係) |
| 4-(2)生活環境のバリアフリー化の推進 | | | |
| ①公営住宅におけるバリアフリー環境の整備（水釜第二町営住宅の建替え） | 外構設計実施 | 建替完了 | 都市建設課 (都市計画係) |
| 4-(3)移動支援の充実 | | | |
| ①移動支援事業 | R3年：91名 (R3年12月末時点) | 継続実施 | 福祉課 (障害福祉係) |
| 4-(4)防犯、防災対策の充実 | | | |
| ①避難行動要支援者名簿の更新 | R2年度末 102名 | 継続実施 | 福祉課 (社会福祉係) |
| ②小地域福祉活動の活用 | 町内行政区 5箇所 | 全行政区 | 社会福祉協議会 |

第5節 基本方針5：スポーツ、レクリエーション、文化・芸術活動の推進

【基本方針】

町内の小中学校、高校や関係機関、団体等と連携し、多様な社会参加及び活動機会の拡充を図るとともに、町民レクリエーション大会、文化講演会、各種スポーツ大会等に参加しやすい環境づくりに努め、障害のある町民の社会活動や地域交流等への参加を促進します。

また、障害に配慮した施設整備や活動メニューの充実を図るとともに、活動を支援する人材の育成・確保に努めます。

【推進施策の方向性と具体的内容】

推進施策1：スポーツ、レクリエーション、文化・芸術活動の充実

- スポーツ、レクリエーション、文化・芸術活動に対する情報提供とコミュニケーション支援を通して、気軽に参加することができる環境の充実に努めます。
- 関係機関や当事者団体等と連携・協働し、それぞれの価値観等に配慮した活動メニューの開発・提供や創意工夫のあるプログラムの充実に努め、社会活動への参加を促進します。
- ジャンベ（アフリカ太鼓）、スポーツ、レクリエーション等に取り組んでおり、これらの活動を通じた場づくりや交流支援の拡充を図ります。
- イベント、各種文化・芸術活動等を支援する人材育成・確保を図るとともに、障害者自身のエンパワーメントの支援を行います。
- SNS等、多様な媒体を活用したイベント開催情報等を発信します。

【主な事業展開】

| 推進施策1-1：スポーツ、レクリエーション等への参加支援 | | 実施主体 |
|------------------------------|--|---------------------------|
| 事業内容 | ○障害のある町民が参加しやすい環境づくりや参加の呼びかけ等を行うとともに、町広報誌や多様な情報媒体を活用し講演会、各種スポーツ大会等の開催状況を広く周知します。 | 福祉課 (障害福祉係) 社会福祉協議会 |

| 推進施策1-2：芸術文化活動支援事業 | | 実施主体 |
|--------------------|---|---------------------------|
| 事業内容 | ○芸術文化活動振興事業を通して、社会参加や地域の仲間づくりを図るため内容や回数、規模を変えて、より多くの人に参加してもらえる内容で継続して実施します。 | 福祉課 (障害福祉係) 社会福祉協議会 |

推進施策2：スポーツ、レクリエーション、文化・芸術施設等の整備

○障害のある町民が、気軽に楽しくスポーツ、レクリエーション、文化・芸術活動に親しむことや、地域住民と交流活動等を積極的に行うことができるように、個々の障害特性に配慮した施設のバリアフリー化の推進や、設備の充実に向けた取組を進めます。

【主な事業展開】

| 推進施策 2-1：多様な障害等に配慮したまちづくりの推進 | | 実施主体 |
|------------------------------|--|---|
| 事業内容 | <p>○不特定多数が利用する建築物や道路、歩道、公園等において、誰もが利用しやすいように「沖縄県福祉のまちづくり条例」や関係法令を遵守し、バリアフリー化を地域の実情に応じて順次実施します。(再掲)</p> <p>○催事などの開催時に主催者側と連携を密にし、障害特性に配慮するなど、車いす利用者等をスムーズに案内できるように努めます。</p> | <p>都市建設課 (施設建設係)</p> <p>社会教育課 (社会体育係)</p> |

【推進に関わる重点項目と事業目標】

基本方針5：スポーツ、レクリエーション、文化・芸術活動の推進

| 重点的に取り組むべき事業名 | 事業目標（指標） | | 実施主体 |
|-------------------------------|-----------------------|---------|---|
| | 令和3年度実績 | 令和8年度目標 | |
| 5-(1)スポーツ、レクリエーション、文化・芸術活動の充実 | | | |
| ①スポーツ・レクリエーション大会の開催 | R3年：新型コロナウイルス感染症により中止 | 2年に1回開催 | 社会教育課 (社会体育係) (実行委員会形式) |
| ②ウォーキング大会の開催 | R3年：新型コロナウイルス感染症により中止 | 継続実施 | 町民保険課 (健康予防係)(主) 社会教育課 (社会体育係) |
| ③スポーツレクリエーション事業の実施 | R3年：新型コロナウイルス感染症により中止 | 継続実施 | 福祉課 (障害福祉係) 社会福祉協議会 |
| ④芸術文化活動支援事業 | ジャンベ月1回 | 継続実施 | 福祉課 (障害福祉係) 社会福祉協議会 |
| ⑤地域活動支援センターでの活動 | 月2回の開催 | 継続実施 | 社会福祉協議会 福祉課 (障害福祉係) |

第6節 基本方針6：障害のある町民の雇用、就労環境の充実

【基本方針】

ハローワーク、支援事業者及び関係機関等と連携し就業先の受け入れ支援から職場定着支援などの充実を図り、障害のある町民が働き続けることができる雇用環境や機会の拡充に努めます。

また、単に経済的な自立だけではなく、生きがいつくりや社会参加を促す雇用・就労環境の整備を促進します。

【推進施策の方向性と具体的内容】

推進施策1：就労支援及び就労機会の確保

- 自立支援協議会を通して就労支援事業所、計画相談員、障害者就労・生活支援センター等の関係機関等との連携や、就労支援に関わる課題解決に向けた取組を検討します。
- 一般就労が困難な状況にあっても、就労意向を尊重し就労に必要な知識や技術の取得に向けた支援の充実を図るとともに、障害の程度や状況を考慮し働くことができる福祉的就労機会の確保に努めます。

【主な事業展開】

| 推進施策 1-1：就労継続支援事業所等の利用促進 | | 実施主体 |
|--------------------------|--|----------------|
| 事業内容 | ○就労継続支援事業所(A型・B型)の周知と利用促進を図ります。 | 福祉課 (障害福祉係) |
| 推進施策 1-2：自立支援協議会（就労部会） | | 実施主体 |
| 事業内容 | ○町商工会など雇用・労働側の意見を取り入れながら、福祉的就労、一般就労による障害者雇用などについて課題を整理し、調査研究を重ねながら、課題解決に向けて就労部会を継続して開催します。 | 福祉課 (障害福祉係) |
| 推進施策 1-3：優先調達の推進 | | 実施主体 |
| 事業内容 | ○障害者就労施設等から物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入を推進します。 | 福祉課 (障害福祉係) |

推進施策 2：就労移行支援等の充実

○計画相談員、委託相談員、障害者就労・生活支援センター及び関係機関や就労系障害福祉サービス事業所、企業等と連携し、就業訓練から一般就労への移行、職場定着に至る支援の充実を図ります。

【主な事業展開】

| 推進施策 2-1：就労移行の促進 | | 実施主体 |
|------------------|---|----------------|
| 事業内容 | ○相談支援事業、就労支援事業所、関係機関等との連携や情報共有を図りつつ、ニーズに合ったサービスを継続して提供するなど、就労移行を促進します。 ○社会参加の一環として、就労の意欲や希望があるが未だ就労に至っていない場合等は、町役場福祉課相談員や委託相談員も含めて支援を行います。 | 福祉課 (障害福祉係) |

推進施策 3：雇用環境に関わる理解の促進

○障害の適正や能力に応じて働くことができるように、町内企業等に対し、障害者や障害特性に応じて働くことができる雇用環境の改善に対する理解の促進や、障害者雇用等に対する情報等の周知を行います。

【主な事業展開】

| 推進施策 3-1：障害者雇用に対する啓発 | | 実施主体 |
|----------------------|---|----------------|
| 事業内容 | ○自立支援協議会（就労部会）において、町内の企業や雇用主に対し、障害や障害者雇用に対する理解を促す取組を進めます。 | 福祉課 (障害福祉係) |

【推進に関わる重点項目と事業目標】

基本方針6：障害のある町民の雇用、就労環境の充実

| 重点的に取り組むべき事業名 | 事業目標（指標） | | 実施主体 |
|--------------------|-------------------------|---------|----------------|
| | 令和3年度実績 | 令和8年度目標 | |
| 6-(1)就労支援及び就労機会の確保 | | | |
| ①自立支援協議会（就労部会） | R3年：新型コロナウイルス感染症により開催中止 | 年2回 | 福祉課 （障害福祉係） |
| ②優先調達の推進 | R3年度：2件 | 調達件数の増 | 福祉課 （障害福祉係） |

第7節 基本方針7：自立生活支援の充実

【基本方針】

障害のある町民が、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように、障害福祉サービスや地域生活支援事業等を提供するための基盤整備に取り組みます。

また、複雑化・複合化した課題等にきめ細かく対応する包括的な相談体制の構築に向けた取組を進めるとともに、多様な障害特性に対応し、必要とする情報にアクセスしやすい情報提供体制や、意思表示を円滑に支援するコミュニケーション手段等の充実に努めます。

さらに、地域の社会資源^{※1}の積極的活用や福祉人材の育成・活用を通して地域社会から孤立することの防止や多様な交流の場をつくるなど、地域における見守り・支え合い活動を行うための地域福祉ネットワークの構築を図ります。

【推進施策の方向性と具体的内容】

推進施策1：自立生活を支援するサービスの充実

- 自己選択と決定により障害福祉サービスを利用した地域移行や、在宅における自立生活の継続と社会活動への積極的な参加を促進するため、自立生活援助事業の利用促進や、事業所、関係機関等と連携した在宅福祉サービスの量的・質的確保に向けた取組を促進する等、サービス提供基盤の整備に取り組みます。
- 障害の重度化・高齢化、親亡き後の生活及び居住支援など潜在的なニーズを見据え、地域生活支援拠点等整備事業（面的整備）の機能強化を図るなど、地域資源やネットワークを駆使した支援体制の充実に努めます。
- 地域への円滑な移行・定着を進めるための受け皿となる地域環境の整備を進めるとともに、それに関わる人材育成と連携体制の構築に向けた取組を進めます。

【主な事業展開】

| 推進施策 1-1：地域移行支援 ^{※2} 、在宅福祉サービス等の充実 | | 実施主体 |
|---|---|----------------|
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○自らの決定に基づき日常生活や社会生活等のあらゆる場面で自己実現できるように支援していくため、サービス提供事業所等の誘致を図るなど、在宅福祉サービスの量的・質的確保を促進します。 ○関係機関等と連携した地域生活拠点の機能向上に向けた取組を進めます。(再掲) | 福祉課 (障害福祉係) |

※1 社会資源：生活上のニーズを充足するさまざまな物資や人材、制度、技能の総称。社会福祉施設や介護サービス、社会生活に関する情報提供なども含まれます。

※2 地域移行支援：施設や病院に長期入所等していた者が地域での生活に移行するため、入院中から、住居の確保や新生活の準備等について支援を行うものです。

| | | |
|--|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステム※1の構築に向けた取組を進めます。 ○自立支援協議会（地域移行・定着ワーキング）において、長期入院者の地域移行の促進や移行後の支援の充実を図るため、関係機関、県中部保健所の保健師等との連携に向けた取組を進めます。 | |
|--|--|--|

| 推進施策 1-2：福祉人材の確保・育成の充実 | | 実施主体 |
|------------------------|---|---------|
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○見守り・支え合い活動を行うボランティア人材の育成・確保やボランティア活動の充実を図るための支援を行います。 ○関係機関やサービス事業所等と連携し、地域の福祉を支える人材の育成やキャリアアップに関わる支援を行います。 | 社会福祉協議会 |

推進施策 2：情報提供及びコミュニケーション支援の充実

- 必要な情報に円滑にアクセスができるように障害特性に配慮した情報提供を推進します。
- 意思疎通が困難な聴覚障害者や視覚障害者等が容易に情報を取得することや、コミュニケーション支援を活用した積極的な社会参加を促していくため、手話通訳や要約筆記等を担う人材の育成・確保と資質の向上を図るなど、情報の取得、伝達手段の充実を図ります。

【主な事業展開】

| 推進施策 2-1：情報通信における情報アクセシビリティの向上 | | 実施主体 |
|--------------------------------|---|----------------------------------|
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○必要な情報に容易にアクセスすることができるように情報通信の充実に向け、スマートフォンを活用した緊急エリアメール、ライン(LINE)アプリ等の情報伝達を推進します。 ○町ホームページにおいて、情報が容易に取得できるように情報取得の利便性を高めます。 ○適切な情報の取得やコミュニケーション支援の充実に向け手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。 | 総務課 (管財防災係) 福祉課 (障害福祉係) |

※1 地域包括ケアシステム：誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）、精神障害にも対応した重層的な連携による支援体制のことです。

推進施策3：相談支援体制の充実

- 障害のある町民やその家族、介護者等の悩みや不安に対して専門的な立場で相談を受け、多様な関係機関の専門職が関わることで、複雑・多様化する福祉ニーズへ対応するなど、包括的な相談支援体制の構築に努めます。
- 相談支援専門員の資質の向上や、自立支援協議会における相談支援体制の強化に向けた取組を進めます。

【主な事業展開】

| 推進施策3-1：包括的な相談支援体制の構築 | | 実施主体 |
|-----------------------|--|---------------------------|
| 事業内容 | ○複雑・多様化する福祉ニーズや、増加する相談ニーズに対応するため、自立支援協議会（相談支援部会）、相談支援事業所及び関係機関等と連携し、包括的に相談を受け止める体制の構築を図ります。また、計画相談支援を担う相談支援専門員等の資質の向上や人材の確保を促進します。 | 福祉課 (障害福祉係) 社会福祉協議会 |

| 推進施策3-2：相談支援事業の充実 | | 実施主体 |
|-------------------|---|---------------------------|
| 事業内容 | ○経年増加する相談件数や複雑・多様化する相談内容に適切に対応していくため、自立支援協議会（相談支援部会）の機能強化を図るとともに、各相談員からの報告と支援の管理を行うなど、障害のある町民が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、相談支援事業の一層の充実を図ります。 | 福祉課 (障害福祉係) 社会福祉協議会 |

推進施策4：地域福祉ネットワークの構築

- 地域社会の一員としての役割を担い相互に支え合うことができる人材の育成や、地域関係団体、福祉関係機関、事業者及び地域住民、ボランティア活動等との連携・協働により、障害のある町民を住み慣れた地域で見守り、支え合う関係性を広げ、社会的な孤立の防止を図るとともに、地域交流や活動の場を創設する仕組みづくりに取り組みます。

【主な事業展開】

| 推進施策4-1：小地域福祉活動の充実 | | 実施主体 |
|--------------------|--|---------|
| 事業内容 | ○見守り隊、なかゆくい広場として実施する中で普段からの見守り合い、支え合い活動が防犯、防災対策へとつながっていることから、全行政区での取組が実施できるように支援します。（再掲） | 社会福祉協議会 |

| | | |
|-----------------------------------|--|----------------|
| 推進施策 4-2：精神障害者にも配慮した地域包括ケアシステムの構築 | | 実施主体 |
| 事業内容 | ○医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めます。（再掲） | 福祉課 （障害福祉係） |

【推進に関わる重点項目と事業目標】

基本方針7：自立生活支援の充実

| 重点的に取り組むべき事業名 | 事業目標（指標） | | 実施主体 |
|----------------------------|--------------|---------|----------------|
| | 令和3年度実績 | 令和8年度目標 | |
| 7-(1) 自立生活を支援するサービスの充実 | | | |
| ①障害福祉サービス提供事業所の誘致 | 1箇所 | 継続実施 | 福祉課 （障害福祉係） |
| 7-(2) 情報提供及びコミュニケーション支援の充実 | | | |
| ①行政窓口における手話通訳者等の配置 | 1名 | 配置 | 福祉課 （障害福祉係） |
| ②町ホームページの機能向上 | — | 適宜実施 | 総務課 |
| 7-(3) 相談支援体制の充実 | | | |
| ①自立支援協議会（相談支援部会） | 月1回の開催 | 月1回の開催 | 福祉課 （障害福祉係） |
| 7-(4) 地域福祉ネットワークの構築 | | | |
| ①小地域福祉活動の活用（再掲） | 町内行政区 5箇所 | 全行政区 | 社会福祉協議会 |

第4章 計画の推進

第1節 計画の進捗管理

1 庁内計画推進体制の整備

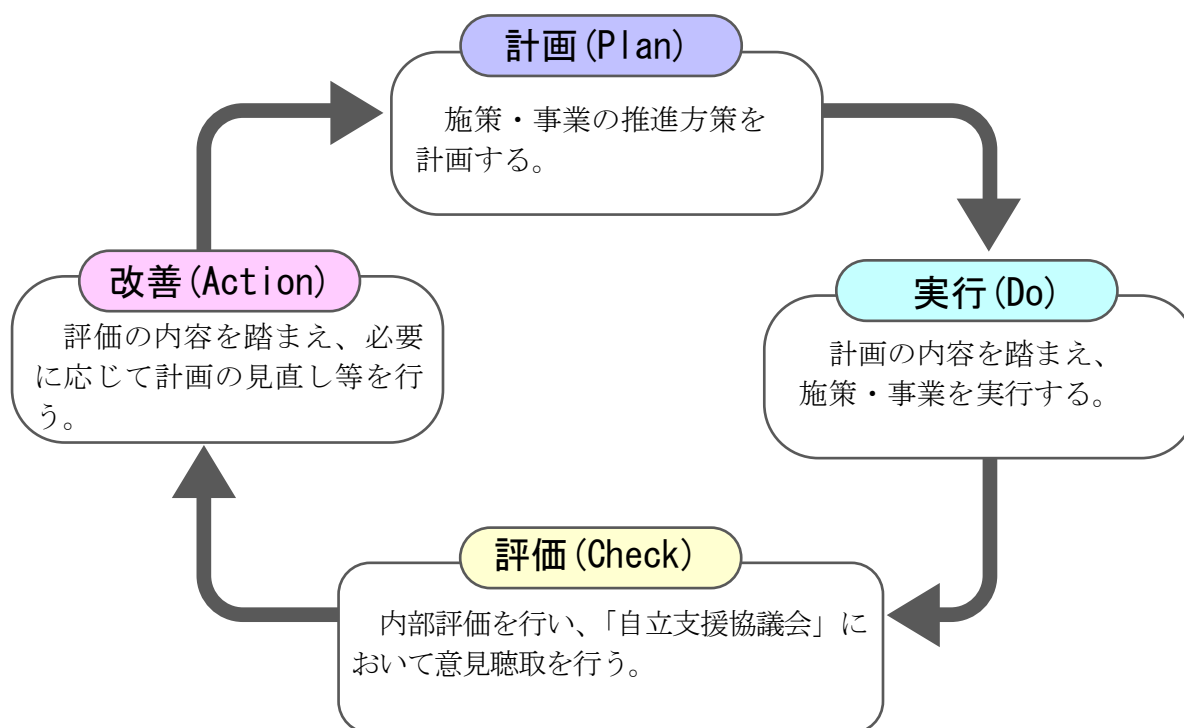
本計画の施策は、保健、福祉、医療の分野に限らず、教育、雇用・就労、住環境、まちづくり等、障害者等の日常生活及び社会参加に関わる様々な分野に及ぶことから、町の全ての関係機関及び組織に本計画の周知と啓発を行うとともに、障害福祉の担当課を中心に関係各課との連携を密にし、全庁的な計画推進体制を整えます。

2 計画の点検・評価、見直し

計画の推進にあたっては、各施策・事業の進捗管理が重要となります。

そのため、「PDCAサイクル」を導入し、進捗状況を点検・評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

(PDCAサイクルのイメージ)



資料編

1 障害福祉サービス一覧

| (1) 訪問系サービスの内容 | |
|----------------|---|
| ①居宅介護 | 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| ②重度訪問介護 | 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する者で常に介護を必要とする者に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 |
| ③行動援護 | 自己判断能力が制限されている者が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。 |
| ④同行援護 | 視覚障害により、移動に著しい困難を有する者に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む。）、移動の援護等の外出支援を行います。 |
| ⑤重度障害者等包括支援 | 介護の必要性がとても高い者に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。 |

| (2) 日中活動系サービスの内容 | |
|------------------|--|
| ①生活介護 | 常に介護を必要とする者に、主に昼間において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。 |
| ②自立訓練（機能訓練） | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体的リハビリテーション、歩行訓練などの訓練を行います。 ※標準利用期間1年6か月（対象：身体・難病） |
| ③自立訓練（生活訓練） | 地域生活を営むうえで必要な生活能力の維持や向上のため、一定期間、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を行います。 ※標準利用期間2年（対象：知的・精神） |
| ④就労移行支援 | 一般企業等への就労を希望する者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 ※標準利用期間2年 |
| ⑤就労継続支援A型 | 一般企業等での就労が困難な者と雇用契約を結んで、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| ⑥就労継続支援B型 | 一般企業等での就労が困難な者へ働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| ⑦就労定着支援 | 就労に向けた一定の支援を受けて一般就労へ移行した障害のある者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者を対象に就労の継続を図るために必要となる支援を実施します。 |
| ⑧短期入所（福祉型） | 自宅で介護する者が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| ⑨短期入所（医療型） | 重症心身障害児者などの医療が必要な人に福祉型と同じような支援が病院や診療所、介護老人保健施設で実施されます。 |
| ⑩療養介護 | 医療と常時介護を必要とする者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。 |

| (3) 居住系サービスの内容 | |
|----------------|---|
| ①自立生活援助 | 施設入所支援又は共同生活援助を利用していた障害のある者の居宅における自立した日常生活を営むうえでの問題について、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な情報の提供及び助言等を行います。 |
| ②共同生活援助（GH） | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている者にはサービスも提供します。 |
| ③施設入所支援 | 施設に入所する者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |

| (4) 相談支援の内容 | |
|-------------|---|
| ①計画相談支援 | 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。その後、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。 |
| ②地域移行支援 | 障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害者、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、住居確保、関係機関との調整等を行います。 |
| ③地域定着支援 | 居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。 |

| 地域生活支援事業の内容 | |
|-----------------|--|
| ①理解促進研修・啓発事業 | 障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行う事業です。（例：講演会、障害福祉サービス事業所訪問、障害者等の理解を深める教室等の開催など） |
| ②自発的活動支援事業 | 障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援する事業です。（例：ピアサポート、ボランティア活動支援、孤立防止活動支援など） |
| ③相談支援事業 | 障害者等又はその家族や介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報提供を行うなど、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する事業です。 |
| ④成年後見制度利用支援事業 | 障害福祉サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが必要であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援する事業です。 |
| ⑤成年後見制度法人後見支援事業 | 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、町民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図る事業です。 |
| ⑥意思疎通支援事業 | 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意志疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。 |
| ⑦日常生活用具給付等事業 | 障害者等に対し、障害の内容や程度に応じた日常生活用具を給付又は貸与する事業です。（例：特殊寝台、吸引器、入浴補助用具、紙おむつ、住宅改修など） |

| 地域生活支援事業の内容 | |
|--------------------|---|
| ⑧手話奉仕員養成研修事業 | 手話で日常会話を行うのに必要な手話表現技術等を習得した手話奉仕員を養成する事業です。 |
| ⑨移動支援事業 | 屋外での移動が困難な障害者等について、ヘルパーを派遣し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業です。 |
| ⑩地域活動支援センター | 障害者等が通うことのできるセンターを設置して、地域の実情に応じた創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行い、障害者等の自立した生活を支援する事業です。 |
| ⑪日中一時支援事業 | 障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息などのために、障害者等の日中における活動の場を確保する事業です。 |
| ⑫点字・声の広報発行事業 | 文字による情報入手が困難な障害者等のために、点字、音声訳その他障害者等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障害者等障害者関係事業の紹介、生活情報その他障害者等が地域生活をするうえで必要度の高い情報などを定期的又は必要に応じて適宜、障害者等に提供する事業です。 |
| ⑬自動車運転免許・改造取得費助成事業 | 障害のある者の自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。 |
| ⑭レクリエーション事業 | レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇の充実等を図るため、レクリエーション教室などを開催する事業です。 |
| ⑮文化芸術活動振興事業 | 障害者等の文化芸術活動を振興するため、障害者等の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会を提供するとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う事業です。 |

| 障害児福祉サービスの内容 | |
|--------------|---|
| ①児童発達支援 | 障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。 |
| ②医療型児童発達支援 | 障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練に加え、治療の提供を行います。 |
| ③放課後等デイサービス | 学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。 |
| ④保育所等訪問支援 | 保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。 |
| ⑤居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障害があり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出することが著しく困難な障害のある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等の支援を実施します。 |
| ⑥障害児相談支援 | 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。その後、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。 |

2 嘉手納町障害福祉計画等委員会設置条例

平成 18 年 6 月 29 日

条例第 23 号

改正 平成 27 年 3 月 9 日条例第 2 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、嘉手納町障害福祉計画等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 障害福祉計画に関すること。
- (2) 障害者計画に関すること。
- (3) その他障害福祉に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 障害福祉に関する業務に従事する者
- (3) 町民団体の推薦する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(平27条例2・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年条例第2号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

3 嘉手納町障害福祉計画等委員会名簿

| No. | 所属 | 職名等 | 氏名 | 備考 |
|-----|------------------|---------|--------|------|
| 1 | 嘉手納町社会福祉協議会 | 事務局長 | 世名城 盛泰 | 委員長 |
| 2 | 嘉手納町障がい福祉協会 | 会長 | 嘉陽田 朝幸 | |
| 3 | 嘉手納町障がい福祉協会 | 副会長 | 多和田 初枝 | |
| 4 | 嘉手納町精神療養者家族会 | 会長 | 上原 律子 | |
| 5 | 嘉手納町精神療養者家族会 | 副会長 | 宮城 光子 | |
| 6 | 医療法人 一灯の会 沖縄中央病院 | 地域連携課主任 | 長濱 美奈子 | |
| 7 | 社会福祉法人 残波かりゆし会 | 相談支援室所長 | 赤嶺 幸宏 | 副委員長 |
| 8 | 沖縄県中部福祉事務所 | 地域福祉班長 | 山城 静香 | |

嘉手納町障害者計画 2022
(令和4年度～令和8年度)
令和4年3月



発行：嘉手納町（福祉課）
沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 588 番地
TEL（代）（098）956－1111
FAX （098）956－8094

